

第7回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ 議事録

○日時 平成30年12月26日（水） 9:30～12:30

○場所 中央合同庁舎5号館 厚生労働省・省議室（9階）

○出席者

委員

山縣座長	松本副座長	相澤委員	安部委員	井上委員
江口委員	奥山委員	熊川委員	清水委員	浜田委員
増田委員	宮島委員			

事務局

濱谷子ども家庭局長	藤原内閣官房審議官	長田総務課長
成松家庭福祉課長	宮腰虐待防止対策推進室長	
國松虐待防止対策推進室長補佐		
社会・援護局障害保健福祉部	九十九企画課長補佐	

○議題

平成28年改正児童福祉法附則第2条第3項の規定に基づく検討について

○議事

○國松室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の出欠ですけれども、藤林委員から欠席の御連絡をいただいております。また、相澤委員からは若干遅れて到着されるとの御連絡をいただいているところでございます。

それでは、早速、本日の議論に入らせていただきたいと思いますので、これより先の議事につきまして、山縣座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○山縣座長 皆さん、おはようございます。

年末の忙しい時、しかも早朝から集まっていただいて、ありがとうございます。

本日は第7回ということになりますけれども、よろしくお願いたします。

早速ですが、まず、資料の確認等、事務局からよろしくお願いたします。

○國松室長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

厚生労働省では、審議会のペーパーレス化の取り組みを推進しておりますことから、本日本におきましても、お手元にごございますタブレットを活用して御審議を進めていただきたいと思います。

まず、お手元のタブレットに、現在、議事次第の画面が表示しておりますが、資料確認のため、左上の青い文字で表示されておりますマイプライベートファイルをタッチして、全体を御確認いただければと思います。全部で7種類のPDFファイルが保存されております。これに基づいて、本日の資料につきまして、御説明させていただきます。

まず、最初に議事次第がございます。

資料1につきましては、本ワーキンググループの取りまとめ案となっております。

資料2が、取りまとめ案につきまして、前回、第6回ワーキンググループにおける資料1の素案から修正した部分を反映した見え消し版となっております。

資料3が、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取り組み状況に関する資料。

構成員提出資料としまして、井上委員、江口委員、奥山委員、浜田委員、藤林委員、宮島委員から御提出いただいた資料をおつけしております。

参考資料1としまして、本ワーキンググループの設置要綱。

参考資料2としまして、子ども家庭局における2019年度予算案の概要資料をおつけしております。

資料の欠落等はないでしょうか。

なお、このタブレットの具体的な操作方法につきましては、本日の説明は省略させていただきますけれども、操作方法でわからない場合は、随時挙手をいただければ事務局で対応させていただきますので、お申し付けいただければと思います。

また、委員の皆様のお手元には、配付資料の紙媒体もあわせて配付しているところがございます。

資料の確認については、以上となります。

○山縣座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議論に入っていきたいと思いますが、今日の進行の予定について、まず、簡単に説明をさせていただきます。

このワーキンググループは、設置当初、年内に一定の取りまとめを行うという前提で議論をしています。今日は7回目ということになりますけれども、特にこれまでの3回、最後ら辺の3回は、取りまとめ案を中心に様々な意見をいただけてきました。今日は、全体を確認するという作業にしたいと思います。

「はじめに」を含めて5つのパートに分かれています。「はじめに」は1とくっけるとして大きく4つに分けて、その中の（目指すべき方向性）と（対応）について御意見をいただくことにしたいと思います。（主な議論）につきましては、これは事実だけですので、再度修正の必要があれば検討はしますが、新たな追加意見でない限りにおいて、基本的には載せるべきだということがあれば、それはそれで最終的には座長代理と相談をして、入れるべきところには入れるとさせていただきます。（目指すべき方向性）と（対応）について、4つに分けて議論をするという前提で進めさせてい

ただこうと思っております。時間は、2時間半から3時間で終わるという前提になっています。今の形によろしいですね。

ありがとうございます。

それでは、最初に、前回からの間で修正をいただいておりますので、事務局から、まず、その辺の説明からお願いしたいと思います。

○宮腰虐待防止対策推進室長 事務局でございます。

お手元の資料2、前回からの見え消しと書いてありますものについて、ごく簡単に修正箇所についてだけ御説明させていただければと思います。

まず、1ページ目でございます。表題をつけております。

2ページ目でございます。2段落目あたりになりますけれども、前回御議論いただいた部分でございますが、「平成28年報告書を出発点とし」という形で修正をさせていただいております。2ページ目の「1 児童相談所の業務の在り方」のところの表題でございます。「及び市町村における相談支援体制の在り方」ということで修正をしております。また、2ページ目の（現状・課題）の部分でございますが、機能につきまして、児童相談所は多様な機能を担っているという御議論がございましたので、「多様な機能を担ってきた」という形で修正をさせていただいております。

3ページ目でございます。引用とか要約をしている部分については、わかるようにという御指摘がございましたので、枠囲みをつけさせていただいております。以下、同様の修正をしております。

9ページ目をご覧ください。②の部分でございます。（1）②の弁護士の部分でございますが、両論のところの修正と「常勤弁護士を含む弁護士配置を促進する」という形で修正をしております。③医師の部分でございます。「国による医師確保の支援策を含む体制強化の推進方策」ということで追記をさせていただいております。9ページ目の一番下、⑤でございます。表題を「外部委託」ということで修正いたしまして、療育手帳に関する記述を追記しております。

10ページ目でございます。（3）児童相談所の評価の仕組みの部分でございます。「仕組みの創設に迅速に取り組む」、2つ目のポツのところ「全国展開に向けて段階的に取り組む」という形で修正しております。

11ページのところは、（4）中核市の部分の記載でございますけれども、「自治体の実態把握や関係者間での協議の場の設置など国による更なる設置促進策」という形で追記をさせていただいております。

通告の一元化の部分でございます。13ページの（対応）のところをご覧ください。 「（1）通告窓口の一元的な運用方策の提示」ということで（1）を追記させていただいております。

資質の向上の部分でございますが、19ページ目でございます。⑦といたしまして、専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討の部分でございますが、「在り方について、専門的に検討する委員会を設け」ということで修正させていただいております。19ページ目の下の部分、4のもとと権利擁護に関する部分でございますが、「意見表明に関する仕組み等」ということで表題を修正させていただいております。

21ページ目の②の部分でございます。アドボケイト制度の構築の部分でございます

が、「全ての子どもの意見表明権を保障するアドボケイト制度の構築を目指し、まずは」という形で追記をしてございます。その下の部分でございますが、「検討を行う場を設け、海外事例を含む先行事例等の把握」という形での追記をしてございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

これまで各委員からいただいた意見をもとに、改めて修正させていただいています。

それでは、本日の議論に入っていきたいと思いますが、先ほど申しましたように、まず、最初は「はじめに」と「1 児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方」で、特に見直しの方向と対応についての御意見を伺えたらと思います。

発言は、いつもどおり自由をお願いします。

○松本座長代理 「はじめに」のところになります。

前回、見え消しのものでいうと2ページ目、「本ワーキンググループでは」の段落のところで、28年報告書の位置づけを明確にしたらどうかということで、「28年報告書を基本とし」と修正点としました。これは「出発点とし」とあります。もう一度、「基本とし」というものにしてはどうかということが提案であります。

解釈の問題でありますので、どういう解釈をするかということでありますけれども、「出発点」だと過去の文書にしてしまったという印象がありますので、28年報告を基本として、その残った部分についてより具体的に検討しているということがこのワーキングかと思っておりますので、そういう趣旨であります。文言でありますので、皆さんの基本的な了解は大きく変わらないと思うのですが、どういう表現にするかということでの提案であります。

以上です。

○山縣座長 ごめんなさい。ちょっと勘違いしていました。ありがとうございます。中身のことでした。

今、「はじめに」と1のところで意見をと、奥山委員が手を挙げていたのは覚えているのですが、こちら辺も挙がっていたような気がしたけれども、違いますか。勘違いですか。

それでは、とりあえず奥山委員。

○奥山委員 構成員提出資料の奥山のところ、8ページ以降を見ていただきたいのですが、1つは、これは「児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方」と、非常に大きくなってきています。ところが、さっき松本先生もおっしゃっていた28年報告書の引用、11ページの引用は、機能分化に関してしか引用していない。例えば、28年報告書では、児童相談所が今の体制では少な過ぎると、50万に1つぐらいしかその当時はなくて、それでは児童相談所そのものが少な過ぎるということをまず言っています。その上で、自治体が二元化することで狭間に落ちることがあるので、ふやすのであれば、中核市など、一つの自治体で市町村と児相が持てるような形をとっていくべきだということが書かれているわけです。そのところは全く引用がなされていないので、全く伝わらないことが問題です。あと、いろいろなその他のことに関しても、構成員提出資料に書かれているように、対応す

る引用はしっかりと入れてほしいと思います。

もう一つは、その後に、28年の報告書をもとに、法改正がなされたわけです。ここで議論しているのは法改正のことを議論しているのであって、その法改正の附則の部分を主として議論したはずなのに、附則にどう書かれているかというのが全くどこにも書かれていない。これでいいのかなと思います。例えば、それに関して言えば、法改正があり、改正の後の6月の通知があり、それから、児童相談所運営指針の改定があったわけですね。この弁護士のところは特に重要なので、児童相談所運営指針に書かれている弁護士配置に関して、ここまで附則に書いてあるのに進んでいないのだということは書いた方がいいと私は思います。これは14ページに入れてあります。

もう一つ大きいのは、16ページに書いてありますけれども、（目指すべき方向性）といって、後ろの方に多くのことが書かれています。しかし、児童相談所の設置自治体の拡大とか、弁護士の配置とか、外部の委託とか、そういったことに関して（目指すべき方向性）の中に何も書かれていません。（目指すべき方向性）の中に書いてあるのは、ほとんど2つに関してであって、一つは機能分化のところと、もう一つは児童虐待防止対策体制総合強化プランのことで、それしか書かれていない。これでは（目指すべき方向性）と（対応）が対応していないということになるのではないかと思います。

あとは（対応）のところですがけれども、運営指針でもあれだけ弁護士配置が求められているのに配置されていないというのはおかしな話ですので、弁護士さんの配置をしっかりとすべきと思います。「日常的」という言葉が余りに曖昧です。前回の議論では常にということですから「常時」と変えるべきだと思います。市町村の拠点の運営指針のところで、「常時何人」という言い方になっていたので、そっちと同じように「常時」という言葉を採用すべきと考えます。「常時配置」をすると。

江口先生と浜田先生の意見で、大阪ではこうだというのがさんざん出てくるのですがけれども、大阪でこれまで構築してきたやりかたでは、常勤にしてしまったら危ないのだという意見が出ていたので、そこを手当てするようなことを書いた方がいいのではないかと思います。つまり、常勤弁護士なり常時弁護士なりを配置するけれども、そこだけではうまくいかない時に、特に初期のころですね、孤立しないように周りの弁護士さんたちとうまく相談ができるような体制を組むということを書くべきではないかと思います。

18ページ、医者に関しても、弁護士と同じように法的にきちんとすべきと思いますので、弁護士のところの書き方と、医師のところの書き方はそろえた方がいいと思います。

「外部委託の推進」と書いてありますけれども、例えば、この間出た手帳の判定をどこか別の機関に移すという、これは委託ではないと考えますので、「委託等」の方がいいのではないかと思います。

子ども家庭総合支援拠点を2022年までに全市区町村に設置するという事は非常に大きな号令だと思います。本当にできるのかとみんな思うのではないのでしょうか。国は一体どうやってこれを実現するつもりなのか。それを明確にすべきだと思います。

中核市のところは、附則に書かれていることを国会できちんと説明がなされました。

その時に、5年後までに全ての中核市特別区が持てるように国が支援するのだということは明確に答弁でなされています。その解釈を考えれば、附則を実現するのだということを明確にさせていただきたいと思います。附則を実現するというこのために「法令上の措置および財政的支援」、特に財政的支援が重要だと思いますので、そこを入れてほしいということです。

○山縣座長 ありがとうございます。

浜田委員、お願いします。

○浜田委員 ありがとうございます。私も提出資料を出させていただいておりますので、まずはその説明を差し上げたいと思いますが、本日、取りまとめの場ということで、私が出させていただいたのは、記載内容がより明確になるように、また、意味が正確に伝わるようにという、文言上の修正案を申し上げたものです。その中で説明が必要と思われるところにつきましては、若干のコメントをつけさせていただいたということです。

まず、ちょっと気になりましたところを申し上げますと、「1 児童相談所の業務の在り方及び市町村」云々の(現状・課題)の2段落目、「こうした機能については」、「部署分け等による機能強化」が行われてと書いてありますけれども、ここは私の提出資料で申しますと34ページ一番下に出てまいります。コメントをつけましたけれども、趣旨としては、PwCコンサルティングによる調査研究を踏まえた記載であろうかと思ひまして、そうだとすると、ここは「強化」という評価の入る概念ではなくて、「分化」と報告書の文言をそのまま持つてくるのがより適切ではないかと思ひましたので、その旨を申し上げておきます。

私のペーパーでいうと36ページのところに出てまいります。報告書全体を拝見した時に、「機関」という表現と「組織」という表現が「機関」の方がより大きな意味合いで使われていると見えますので、それに基づく修正が必要ではないかと提案を申し上げたところです。

私のペーパーの38ページのところで、常勤弁護士の配置や医師の配置のところで「必置を義務づけ」という表現が何か所か出てまいります。ただ、「必置を義務づけ」は二重になっている感じがいたしまして、「必置」だったらそれは必ず置かねばならぬので、それは義務づけているということと一緒にはないかと思うので、これは「配置を義務づけ」の方が日本語として適切ではないかという趣旨です。別に意味合いの修正を含む提案ではございません。「必置を義務づけ」という表現がこなれているかどうかという趣旨での御提案です。

ここまでが私の提出資料の1のところまでの御説明でございまして、戻りまして、今の奥山委員の御発言に対応してという形で、何点か申し上げたいと思います。

今回、私が前回までに申し上げたことに応じていただいた形で、ほかの報告書の引用部分については枠囲みをつけていただいたところでございます。今回、これを拝見いたしまして改めて思いますのは、枠囲みが多い。枠囲みはほかの報告書を見れば書いてある話でありまして、これを我々のワーキングの報告書の中でそもそも引用する必要がどこまであるのかということについて、私は懸念を有するものです。

私の本来的な主張としましては、これなら別になくてもいいのではないかと思うぐ

らいですけれども、これ以上に報告書関係の引用が増えてくるというのは、私はワーキングの取りまとめ、要するに、我々が我々として、国なり、直接的には社会的養育専門委員会に提言をするという中で、報告書等の引用が長いということになると、そこは当然我々の意見ではないわけで、それは全体の取りまとめの在り方としていかなものかと思っています。

もっとも、今、申し上げているようなことは、別に従前の報告書や、例えば、ほかの法の改正附則もそうかもしれません、そういうものをないがしろにするという意味では全くございません。本日の冒頭に座長代理から、28年報告書を出発点ではなくて基本としてという御提案がありました。そこは完全に同感でございまして、あとは表現の問題でございます。

ほかのところの報告書を参照すればわかるものについて多数のページを使って書く必要がそもそもあるのかというところが、私が懸念しているところです。もっとも、本日は最終回でございまして、今から、例えば、それを捉まえて全部書き直すということになると相当な手間暇がかかると思いますので、こだわるものではありませんが、取りまとめというものはそういうものではないかと考えております。

奥山委員から先ほど御提案のありました、弁護士の配置のところでございます。奥山委員のペーパーで申しますと、16ページが一番下のあたりから「常時配置」という表現が出てまいります。これにつきましては、先ほど御説明があったとおりにかとは思いますが、少なくとも私が今まで申し上げてきたところは、弁護士が常時関与するとか、常時配置という趣旨を意図するものでは全くございません。むしろ逆でございまして、ですので、意見のところはさておくことながら、（目指すべき方向性）のところ、弁護士の「常時配置」とか、「常時関与」というものは藤林先生のものにあつたかと思っておりますけれども、「常時」という表現がここに入るというのは、私は反対でございまして。これは藤林先生のペーパーだったかと思っておりますが、常勤弁護士を中心という表現も出てきたかと思っておりますが、同じ意味合いで、常勤を中心にと私は申し上げるつもりはありませんし、もしそういう表現がどこかに出てきたならば、それについては反対を申し上げたいと思っております。

あわせて、先ほど奥山委員の御発言の中に、大阪ではということの指摘があると御意見を頂戴したところです。私が大阪で仕事をしていることから、発言の主たるところは大阪についての発言になる。そこについては一番責任を持って発言ができるからでございます。もっとも、私は、日弁連子どもの権利委員会の福祉小委員会というところの小委員長を、今は外れましたけれども、ここまで数年にわたって務めてきておまして、この弁護士配置の法改正の動きがある時から全国の情勢をずっと追いかけてきたところでございます。全国の弁護士からの意見も、私の一存で代表するわけには参りませんが、少なくともかなりの状況を私は把握しているものと自負しております。常勤弁護士を必置にすることに反対だということはもちろん私の意見ではございますけれども、全国のいろいろな弁護士から状況について聞き、配置についての意見を聞く中で申し上げていることだと、ここで改めて申し上げておきたいと思っております。

そこに関連するのですけれども、奥山先生のペーパーの17ページの下の方、3のす

ぐ上のところですが、**「配置された弁護士が孤立せず、経験豊富な外部弁護士に」**云々の**「財政的支援も一定期間必要になる」**という記載がございますが、私が考えますところ、これは一定期間があればよいというものではありません。要するに、常勤弁護士が仮に配置された自治体においても、その後、当該地元の単位弁護士会とのかかわりはずっと続けられていくべきものだと思います。要するに、常勤弁護士さんがひとり立ちすればそれでよいとか、そういう趣旨のものではありません。前回も申し上げたかと思いますが、全国の多くの常勤弁護士さんは最大5年の任期付公務員でお仕事をしています。そういたしますと、5年たつと替わります。そうなった時に、財政的支援がなくなって、地元の単位会とのつながりがなくなっているということになると、その次に来る常勤弁護士さんは、結局のところ、そこで孤立をするわけでございます。そういたしますと、この財政的支援に関して申しますならば、これは一定期間あればよいというものではありません。恒常的に、そのような体制がずっと継続することが必要だということが私の趣旨でございます。ですので、ここに奥山先生からの御提案があったような文言が入ることについては、私は賛同いたしかねます。

当面、以上です。

○奥山委員 浜田先生に質問なのですけれども、常時配置に反対する理由を教えてください。

○浜田委員 それが必要とは考えないからです。

○奥山委員 あってはいけないのですか。

○浜田委員 あってもいいです。常勤弁護士を希望される自治体がそのようになさることについて、私は反対申し上げるものではありません。ただ、それを、例えば、この国全体の施策に影響するところの我々のワーキンググループの中で常時配置を求めるとか、ましてや、そこまで先生の御趣旨が含むのかわかりませんが、例えば、それを法改正で対応することについては、明確に反対でございます。

○奥山委員 先生方は、確かにいろいろなことをやってこられた。弁護士会はやってきたかもしれない。でも、実際に弁護士さんが関与しないで事件もいっぱい起きている。その中で、子どもを救うためには常時配置の方がいいのではないかという意見に対して、どういう理由で反対するのかわかりません。

○浜田委員 そもそも論ですけれども、子どもの命を救うということでは、弁護士が常時配置されていたらどの事件でどのようにその子どもが救われたかということについて、検証報告書で明確に書かれたものについては、ないと申し上げるのはちょっと怖いかもしれませんが、私は認識をしておりません。それが一つ。

あと、これも前から申し上げていることですが、その常時配置ということが、結局のところ、当該自治体で1人の弁護士しか関与できないことになるという状況は明らかにマイナスだと考えている。

これが理由でございます。

○奥山委員 実際、例えば、結愛ちゃんの報告書を見ても、28条に関する考え方とか、全然弁護士さんに相談していないわけです。そういう自治体は多くあるわけです。大

阪はやっているなら、それでいいです。でも、全国を引き上げるためにはどうしたらいいかがこの議論であると考えます。

○浜田委員 この話ばかりしているわけにはいかないと思いますので、ここらあたりまでだと思いますけれども、これだけは言わせていただきたいと思います。

今、全国でいっぱいと言われましたけれども、それは具体的にどこなのかというところの実態把握はそもそも十分にできているのでしょうか。そういったところの実態把握もないままに感情的な議論になることは、私は極めて危険だと考えます。

以上です。

○奥山委員 少なくとも香川はなかったわけですね。

○浜田委員 もう発言はいたしません。

○山縣座長 ここは意見が分かれているというところで。

安部委員と宮島委員で、まずは安部委員から。

○安部委員 奥山先生の修正の14ページのところで、弁護士の話が続けてしまうのですが、済みません。そもそもこの出発点は、法律で弁護士配置が記されているにもかかわらず、それが進んでいない。児童相談所での弁護士利用が進んでいないということが議論の出発点であったと思います。その手段として「これに準ずる措置」があるがために、月に1回ぐらいしか来ていないとか、必要がある時に諮問するという形で、児童相談所が必要を感じていないまま法的な関与がない実態があるというのが、多分ここの議論の出発点だったと思うのです。ですので、これは常勤か常勤でないかという議論ではなくて、この「準ずる措置」で、弁護士配置が進んでいない、児童相談所に法的な関与が十分でないところをどう担保するかというのが議論だったはずで、そこら辺をここでどう表現するか。最終段階なので具体的にということではないのですけれども、ここは押さえておきたいなと思います。

以上です。

○山縣座長 宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

済みません。ちょっと風邪を引きまして、のどがこういうことなのですが、松本座長代理の御提案についての意見でよろしいでしょうか。

とにかく今日は最後までいかなければいけない。6回が7回に増えましたし、通常であれば2時間のところを一回一回の議論が3時間、議論を重ねて来ました。総合対策も国でまとめられた。今、この総合対策を具体的にどう進めるかということに注力すべきであって、この検討会もまとめを先延ばししてはならないと強く思います。ですので、最初から確認を一つ一つやっていくという、座長が示され、先ほど同意しました進め方をまずは守っていかなければならないと思っています。

その上で、松本座長代理から御提案のあった点について意見を申し上げます。

確かに「出発点」としてということになりますと、そこからどっちの方向に行ってしまうかということが極めて不安定になりますので、変えた方がいいなと思います。私のイメージとしては「ベース」とか「基盤」とかと思いますが、横文字より日本語がいいなと考えた上で、ただ、「基本とした」ということになると、その「基本」とはどういうことなのかとか、議論が生じてしまうように思います。「基本」に置きか

えるならば「基本とした上で」こういう議論をしたというのが、これまでの議論を正確に表現したものになるのではないかと考えますので、私はその表現にさせていただきたいと思います。

浜田委員がおっしゃってくださいましたけれども、取りまとめですから、今まであった議論を正確に記述することがとても大事で、合意したところは合意したところ、それをきちんと書き分けていくことが大事だと思います。

浜田委員が、引用のところが少し長過ぎるのではないかと。私も同意見ですけれども、ただ、この枠囲みをしたことによって、これまでの議論とここでの議論がちゃんと分けられたという面で極めてよかったなと考えております。あわせて、そういう意見を持っていることを申し述べたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○熊川委員 奥山先生にお伺いしたいのですが、18ページの下、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進」のところで、設置を「促進」ではなくて「実現」するために、「国としては法律的な措置や財政的支援を行う」とあるのですが、「法律的な措置」とは義務化をすることでしょうか。

○奥山委員 義務化でもしなければ無理なのではないかと思っています。

○熊川委員 浦安市の立場としては、まだ義務化についてはちょっと時期的に早いのではないかと思っています。要対協もまだ義務化にはなっておりませんし、また、中核市あるいは特別区の児相の設置についても義務化がされていないのに、この拠点だけが義務化されるというのはちょっとまだ早いのではないかと感じます。

○奥山委員 要対協も本来は義務化すべきだと思ったのですが、現在は98%ぐらいでしょうか、そこまで来ています。ただ、それは15年以上かかっているわけです。そんなにかけるのかと思ったら、2022年までに全部やりますということがここに書かれているわけです。2022年までに全市町村でというスピード感を持つのなら、義務化するしかないのではないかということであって、これは2022年までにそうでなくても絶対にできますというのだったらそれでもいいとは思いますが。2022年までに全市町村で書いたのは事務局です。それをやるのだったらやる方策をきちんと明確化しなければ無責任だろうと言っているのが私です。

○山縣座長 ありがとうございます。

○増田委員 今の部分なのですが、支援拠点につきましては、市町村としてもぜひ取り組んでいきたいと思っているところなのですが、課題としては、財源や人材の確保が大きいと考えております。

今回、国の新プランによりまして補助金の整理とか交付税の関係で一定の財源措置が盛り込まれている部分につきましては、大変感謝しております。

ただ、もう一点、人材の確保につきましては、例えば、支援拠点の小規模A型でも子ども家庭支援員を常時2名配置しなければいけないとなっており、そういった一定の資格や経験が必要な職員の配置が必置となっております。しかし、規模の小さい町村ですと、このような人材の確保はなかなか難しい点がありますので、そのような点

につきましても御検討・御配慮をぜひよろしくお願いしたいというところがございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

江口委員。

○江口委員 支援拠点については、大阪は41のうち9市町村しかまだ設置されておられません。本庁を中心に、ヒアリングを全部行いました。結果として、非常に【設置が進まない要因の】大きいところが、人材確保が非常に困難だというお声を多数聞いております。大阪の児童相談所177名が倍にならないといけないです。170名ぐらいの増員を実現していく必要性がありますと、人材の供給という面で各大学を私も回りました。非常に厳しい。あわせて、市町村が人材を確保することと同時並行で進めていくとなると、何百人供給しなければならないんだという現場の声をひしひしとお聞きしたところがございます。そういう意味で、児童福祉に関する人材を急激に短期間で確保することが非常に困難であるという実情を私は耳にしたところがございます。そういう意味で、十分実情を把握し、調査していただいた上で、人材確保も含めた体制をとっていただきたいと思っているところがございます。

2点目、弁護士については、先ほどの議論を蒸し返すつもりではございませんけれども、組織的な人材育成と持続可能なシステムということで、十数年かかってやっとこの体制で大阪は培ってまいりました。私も「常時」という言葉に対しては反対でございます。ということで、常勤配置をされるところについては、私は何ら反対するものではございません。弁護士配置を促進することについても何ら疑義があるものでもございません。そういう意味で、都道府県において地元弁護士会との関係も様々だということや近畿府県の児相長とも話をしましたけれども、様々でございます。その辺の実情を踏まえながら、弁護士配置をきちんと進めていって、日常的にいろいろ法的相談がきちんとできるような体制をまずもって進めていただきたいということが私の意見でございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

安部委員。

○安部委員 支援拠点の設置促進で人材の話が出たのですけれども、資料3のスライド番号50番というところがあるのですけれども、要対協調整機関の専門職の配置状況というところで、この資料は全国の要対協の調整期間で、全体で言えば87%で、町村であっても77~83%の専門職ですね。児童福祉司の任用資格の方は少ないのですけれども、これに準ずるものというところで、5~6割を占めてはいますけれども、これを考えるとそんなに難しいことではないのではないかと感じたりしています。

以上です。

○山縣座長 井上委員。

○井上委員 安部先生の意見に賛成です。

実際、江口委員が言われたのですけれども、私たちも同じような形で市町村の中をいろいろ見させていただきました。見させていただく中で、今、安部委員が言われた

データで見る保健師さんとか、そのほかのところ、この人が少し研修とか専門的なところの学習をした後、専門委員になられるという形ではどうですかというお話を聞いていきますと、かなりおられるのですね。ですから、こちらはその大事な人たちをきちんと見分けて、そこにきちんとした研修をして、この拠点を進めていくという形になっていけば、ここに挙がっている2022年というのは全くない話ではないのではないかとということが私の考えでした。それをつけ加えたいと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほか、この部分について追加の御意見等はございますでしょうか。

宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

義務化と努力義務と、この辺は気をつけなければいけないと思います。ぜひとも実現してほしいという願いを持っていますし、これは無理だと最初から考えるべきではなく、安部委員のおっしゃるとおりに、確実に進めていくことが重要と思います。また、取り組みに対して国として後押しをするといったことは是非とも必要だと思います。けれども、日本という国とか、全体とすれば、地方分権を進めていって、各自治体がきちんと自分の責任で自分のところのシステムを考えていく、それぞれの住民と議会が判断していくことが前提です。これを無視して、あたかも中央集権国家のように取り組みを進めることが果たしてできるのか。それが支持されるのか。そのことによって、様々に壊すこともある。失うこともある。そういったことも考えなければならぬと思います。

ですから、私たちとしては、義務であるかのようにぜひとも取り組んでほしいということを意見として申し上げることはありだと思いますけれども、地方自治とか地方分権を無視して義務化するということで押し切ることはできないのではないかと思います。これは決して後ろ向きに考えていることではないと、私自身は考えております。

○山縣座長 奥山委員。

○奥山委員 今の意見も一つの方向性としてはあると思うのですが、一つ忘れてはいけないのは、子どもの権利条約、児童の権利に関する条約を批准している国家として、子どもの権利を国として守ることをやっつけていかなければならないということはベースにあるということは大切な事実だと思います。

○山縣座長 今のはきっと大きな異論はないのではないかと。権利条約は批准している国ですから。

井上委員。

○井上委員 この委員会でもヒアリングを行いました鈴木秀洋さん、彼は現在も市町村をずっと訪ねて歩き続けています。大変だと言われる市町村にも実際にそこにおいでになりまして、その現場におられる方の話をきちんと聞いていくという作業をしていく中で、ついこの間、またお話ししたのですが、全くこういう子どものことに向かっていくということを考えていない市町村もないよと、これは間違いのないところですね。

ですが、その方がどうしても孤立してしまうとか、仕事を続けようと思っても配置がえ等の問題でいろいろうまくいかなくなるという現実とか、そういったところはあ

るのですが、その人がいれば、市町村の中にいれば、次の人を育てていくという形にはなるだろうと、彼もはっきり言っています。ですから、何度も繰り返しになるのですけれども、この各市町村の中で、ある人材を生かして、先ほど宮島委員も言われましたけれども、大事なところをちゃんと見つめて、そこに手を出すことによって一緒にやっていけるのではないかという気持ちがありますので、もう一度言わせていただきました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

それでは、2番目のところについて、同じように（目指すべき方向性）と（対応）について、意見交換。

○松本座長代理 確認した方がいいのではないですか。最後に全部確認をしますか。

○山縣座長 今、座長代理から提案がありまして、今のところ出ていた議論は、こうするというのではなくて、ポイントだけを改めて確認をして。

どうぞ。

○奥山委員 その前に、私はちょっと間違っていました。

藤林委員から私と違うところということで意見の読み上げ原稿をもらっているのですが、ここの部分に関しての意見だけ読み上げさせていただきます。

以下のように修正が必要ということで、見ていただければわかると思うのですけれども、児童相談所の業務の在り方及び市町村に対する相談支援体制の在り方、都道府県等における保護機能と支援マネジメントの機能というところの2です。弁護士が、これは結局「常時関与し」ということで、常に関与することが必要であるということを組み込んでほしいということです。

医師のところも、常時の配置を早急に整備してほしい。

相談体制の強化のところですが、今のように、ここは私は「法律的」と書いていたりするのですけれども、「法令上」でいいのではないかという考え方ですね。措置や支援の強化を行う。

中核市・特別区に関しては、「確実に児童相談所が設置できるよう、法令上の措置や財政支援の強化を行う」ということで、ここは「確実に」ということを入れてほしいということでした。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

藤林委員からの追加部分になります。

また漏れたら座長代理で追加してください。

今、私の雑なメモなのですけれども、皆さん方から出てきた意見で修正すべきだということと、いや、そうではないのだということがありますが、論点になったところでいいますと、一つは2ページの28年度報告書の位置づけについて、どういう表現でこれを行うのかというところですね。ここは「出発点」という言葉が適切なのかどうかということについての意見が出ていました。これについては最終的に御検討させていただくということになります。

1の中身に入っていきますと、8ページのところからで、（対応）にも少し絡んで

くるのですが、弁護士の配置方法について意見が交わされたということになります。それから、もう一つ大きなものは、10ページの2、子ども家庭総合支援拠点の2022は既に明らかにされている事実ですけれども、その具体策をどこまで表現するかということについて、修正の提案等が出ていることになります。

最後、先ほどの藤林委員のところ、十分に議論できていませんけれども、とりあえずあったということで、中核市における設置促進についてコメントがされたというところが、意見が若干割れていた、もとの案に対する修正の意見が出た部分ではないかと認識しています。

ここは何かありますか。

○奥山委員 医師のところが入っていませんでしたが、私も言いましたし、井上委員からも意見が提出資料の中には出ています。また、私が強調したかったのは、（目指すべき方向性）というところが（対応）と全く合致していない。一部分のことしか書かれていないということが問題ではないかということをおっしゃっていただいたはずですが、それでも。

○山縣座長 了解いたしました。特に後者の方は非常に重要な指摘だと思いますので、医師についてもそういう御意見があると、ちょっと弁護士の方に振られ過ぎましたけれども、よろしいでしょうか。

では、「2 要保護児童の通告の在り方」について、同じく（目指すべき方向性）と（対応）の点について御意見がある方はよろしくお願いします。

奥山委員。

○奥山委員 これは、藤林委員からの読み上げ資料です。年末となり、定例の援助方針会議の日程を延ばせないため、本日は欠席と伺っています。そこで、提出資料に沿って、私、奥山と同様のところは省略しまして、異なるところを中心に代読します。

「2 要保護児童の通告の在り方」で（主な議論）のところですが、本来は都道府県児童相談所でも通告窓口の一元化は必要と考えますが、自治体が異なるために一度には実施できないことを考慮して、「児童相談所を設置している政令市や中核市・特別区のように実現しやすい自治体から段階的に実施できるようにすべき」、これを鍵括弧でくくっています。文言をそういうふうに変えています。その内容は、「通告を受けた機関が必ずしも安全確認調査やその後の対応を行わなくてもよい柔軟な仕組みとし、実施主体と責任主体が一致するよう、法改正も含めて検討すべき」としております。

（対応）といたしましては、事務局案の単なる運用方策の提示だけではなく、連携体制づくりが重要なので、その中の一項目として示していただきたい。1、通告窓口一元化に伴う円滑な運用として、「通告を受けた機関から、安全確認調査やその後の対応を行う機関に、振り分けることが可能となる方策について、法改正の必要性も含めて国で検討し、具体的に提示する」という文言への修正をお願いしたい。法改正なしで具体的に提示できるのかどうか疑問があるものですから、あえて「法改正の必要性も含めて」という語句を入れておりますということで、この部分に関しては以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。

江口委員。

○江口委員 まず、虐待対応件数を含めて、76件から1万件超えの自治体まで幅が広くあるという実態がございます。400件を超える対応件数となると組織の分化が進んでいくという現状と、職員体制もそれに絡みます。ということから、まず、それを前提とした上で、いわゆる危機介入と家庭の修復支援は切り離せないということが現場の実感でございます。そういう意味で、児童相談所から切り離した形での機関の分化ということについては、明確に反対でございます。危機介入機能は、先ほど言いましたように、アセスメントというのは日々（時間経過とともに）変わってまいります。この部分を切り離すことではなく、一体的組織で実施すべきであると考えます。特に職員数が少ない自治体におかれましては、この辺を一体的に運用しないと現場としては非常に混乱するという意見も聞いているところでございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 13ページの一元化のことで申し上げたいと思います。（対応）の（1）として示していただいた案には、私はこれ以上書かないでほしいと意見を申し上げます。何度も申し上げましたけれども、今まで一元化しない方がいいと私自身は意見を繰り返し申し上げましたし、江口委員もそうだったと思います。そのほかの委員でも、同じ意見の方がいらしたと思います。ですから、一元化については合意されたものではないと認識しております。

ただ、希望する自治体が一元化しようとするのを妨げるものではない。ここでは「国で整理し、具体的に提示する」とありますが、本来は、先ほど申し上げましたけれども、政令市等が自分のところでまずはできるかどうかを十分に検討する、自治体が自律的に検討するということが第一に必要なのであって、何でも国の方に検討しろと言うことは、私はそうではないと思っております。ただ、国が整理するということが、自律的に各政令市とか中核市でそういう形を持っていきたいということに対して、アドバイスとか提案とかというものを議論するというのであれば、そこまでは妨げないと考えますので、書くとしてもここまでがギリギリであり、これ以上踏み込んだ表現にすることについては反対です。

以上です。

○山縣座長 井上委員。

○井上委員 この意見はとても大事なのもう一度確認したいと思うのですが、この通告窓口の一元化の話が出てきたのは一体どうしてだったのだろうかということですね。実際のいろいろな自治体の中で、そのところがしっかりしていないがために、大事な情報が逃されてしまって、子どもが必要以上に傷ついてしまうことがしっかり起こってしまったから、こういったことに関してもう一度考え直さなければいけないのではないかとという形から始まったのではないかと思います。その点はそれでよろしいですか。

○山縣座長 はい。

○井上委員 それがあった段階で、江口委員が言われる大阪とか、宮島委員が言われるところ、私たちのところも小さいのですけれども、通告の件数の内容を分析しますと7～8割は関係機関からの連絡になりますので、それを別のところで一元化するというは大変なのですけれども、その話をここでしているのではないのではないかと私は思うのですね。

今回、ここは全国のできていないところに対してどういうサポートをして、そういった大変になる子どもさんを減らしていくのかという話を出さなければいけないと思いますので、それを意識しますと、ここにあるので、「希望する自治体について、通告窓口を一元的に運用できる方策」云々と書きますと、そういう大変なところは希望しますかという希望しないのですね。ですので、そこら辺のところをどうきちんと伝えられるかという内容を考えていかないと、これがあっても何もないという状態になるのではないかと心配がありますので、一言言いたいと思います。

以上です。

○山縣座長 安部委員、その後、宮島委員。

○安部委員 今の話にもつながるかもしれませんが、ちょっと違うかもしれないのですけれども、この議論というのは情報窓口の話と調査の話との話だと思うのですね。私が主に言いたいのは、藤林先生がいらっしゃらないので議論してもしょうがないかもしれませんが、受理機関と調査をする機関が必ずしも一致しなくてもいいと、資料2の13ページの下の方に既に書いてあるのですよね。こんなふうちゃんと法律で書いてある以上に法令化で明確にすべきというところが、以前から、前回もそういう趣旨の発言を藤林先生はされていましたが、よくわからない。それは、通告先としても泣き声通報・通告と面前DVの対応をどうするかというのは一つの議論があって、もう一つは、奥山先生が前から言われている、通告する人が通告先を選ばなければいけないという問題をどうするかという2つの議論が一緒になっているかなという気がしていますので、話を戻しますけれども、調査に関して言えば、判断の責任は通告を受けた機関であるけれども、調査に関しては別の機関に委託することができるし、これをもっと推進した方が、児相がより身軽になれるのではないかと考えています。

以上です。

○山縣座長 先に宮島委員、その後、奥山委員。

○宮島委員 先ほど井上委員から言ってくださいましたが、とにかく命を守っていかなければいけないという強い認識を持っております。そのためにこのワーキングも設置されていると思います。ただ、それは通告の一元化ではかえってマイナスになるという私の認識に基づいて、むしろ児童相談所と都道府県と市町村がそれぞれ受ける必要があると考えているからでございます。

何度も申し上げますけれども、市町村に子どものそばにいる方々からの連絡がきちんと入っています。それをきちんと生かしていく、情報交換も密にしていく、判断の間違いをしないようにしていくことこそが大事だと考えます。アクセス性が高いことによって救われる命は当然あると思いますけれども、それは189という番号が設けられて、しかも、今後、虐待の通告にそれはシフトをしていく、もっとそこに集中

していくということが出されています。アクセス性を高めるということについては、そのことによって実現されるだろうと思います。むしろ大事なのは、きちんと得た情報に裏づけをもって確認し、調査をし、アセスメントをしていく、判断を間違わないということが大事だと思います。また、法的な手段を必要とする場合には弁護士の力をかり、また、お医者様の専門的な知見をいただくために医師の意見を聞く。それをきちんとしていく、都道府県と市町村との間で連絡を密にしてやっていくことがとても大事だと。

虐待で命を守るためには、その子どもがどう暮らしているか、どんな危機に遭っているか、また、その子どもを中心に置いた上で御家族がどういう生活をしているのか、地域で生きて暮らしている子どもと家族の状態をきちんと把握して最的確な対応をしていくということですので、私は、市町村がキーになっているということはずっと考えております。その上でもその体制が後退してはならないという危機感を持っておりますので、そのことのためには、一元化よりも市町村と児童相談所がきちんと責任を果たせる体制をより充実させていくことが必要だと思います。

ただ、藤林先生がずっと考えていらして、福岡市のような政令市ではむしろ一元化した方がプラスになるのだ、早いのだという、この考えについて否定する材料を持っておりませんし、先生が経験に基づいておっしゃっていることですので、それは進めていただくことが当然あるだろうと思います。

ただ、第一義的には、まず、政令市が自分の問題として一元化をすることの方策を考えるべきだと思います。もちろん国の力をかりたいということも妨げるものではない。先ほども申し上げましたけれども、そのような考えに基づいて申し上げているのであって、子どもと家族、子どもの命を軽視した後ろ向きの意見ではないということをお願いしたいと思います。

○山縣座長 では、奥山委員。

○奥山委員 電話を受けるというのはそんなに簡単なことではないはずです。電話相談などに関して、聞いていますけれども、私にはとてもできないと思うような能力を必要とするものです。できるだけ、ちょっと気になるから通告しようかなという人にも電話をかけてきてほしいわけです。不安に駆られながらかけてきた電話にどう対応するかで、かけた人の態度は全く違ってしまいます。電話を受ける能力をしっかりとトレーニングをして、これはちょっと危ないということをピンと働かせながら、でも、その相手を非常に大切に、その方から、いろいろなこと、情報を引き出していくというトレーニング、能力が少なくとも必要です。例えば、今、児童相談所に電話したら、そういう体制になっているかといったら、体制になっていないと思います。電話をして、そんなにいい気持ちでいろいろなことを話せる状況にはない。

では、今いる福祉司さんはそこまでのことを全部やらなければならないのかというところではないと思います。今いる福祉司さんには、子どもを守る、そっちの方を本当にきちんとやってほしいわけです。だとしたら、窓口を専門的にやらせる人をつくろうとする自治体があってもおかしくないと思います。そういうことをきちんとやれる体制を作ってほしいというのを今回の方向性として欲しいと思います。

○山縣座長 井上委員、その後、江口委員。

○井上委員 今、奥山委員の言われたところは、確かに私はそのとおりだと思っているのです。それが基本にあるのですけれども、先ほど宮島委員にも言っていた内容、これも基本的な理解は全く同じなのですが、大事なのは、後半、奥山委員が言われたように、そのアセスメントをする力は非常に難しく、スキルとしては難しいものがあって、それがうまくいかない自治体があるというのも事実だと思うのです。

私たちが幾つかの県の中央児相の方たちにお話を聞きましたところ、県の中のどの自治体アセスメントのスキルがまだ育っていないというところは、どこどこどこどこが、ここは完全にある程度任せてむしろアセスメントも全部任せていい市町村ですとか、そういうところもあります。そこを使い分けて、うまくいっていないところに関しては、全部通報があった時はむしろ児童相談所の方に連絡をいただかないと後で大変になってしまうということが続いていますということもある。そういう現実もあるということも事実なのです。

ですから、奥山委員が言われたような形で、そういうスキルがうまく整っていないところに関しては、この一元化のところの話し合いを少し前に進める必要もあるのではないかと、そんなふうに考えております。

済みません、長くなりました。

○山縣座長 江口委員。

○江口委員 繰り返し申しますように、地方自治の中で政令市等がやられるということに反対しているものではございません。ただ、現場を預かる者として、通告を受理しますと、非常に断片的な情報で入ってくることが非常に多くございます。うちは、1次調査、2次調査、3次調査という段階を経てステップを踏んでいきます。市町村に直接お話を聞いたり、所属に聞いたり、通院しているであろう病院に聞いたりということで、10分、20分、30分という単位でアセスメントは変化していきます。これをパッケージできちんとアセスメントをしないと、例えば、泣き声通告などでも、1次調査、2次調査をして、いや、これは危ないでというケースもちらほらあるのが現場の実態でございますので、どういうふうな組織のイメージを考えておられるのか、私は理解力がないので十分わからないのですけれども、受理段階と調査段階を切り離してしまうというのは、大阪の児童相談所の現場を預かる者として、非常に危険だという気が、私はしておるところでございます。

2点目が、そういう意味で、まず、法的な位置づけとして、私は児童相談所という法上の位置づけのある機関がきちんとその機能を果たすためにはどうしたらいいのだろうかとずっと考えてまいりました。その意味で、繰り返し説明いたしました百何十名という新規採用職員をこれから採用していく自治体として、インテーク部門、いわゆる最初に受理する職員のところ非常に（熟練しないと）危険だという奥山先生の御意見もその通りでございます。なので、インテーク部門という形で、主にベテランの職員とか、全員がというわけではございませんけれども、できるだけ配置をして、そのアセスメント能力をきちんと担保した上で、そこである程度トリアージをした上で次の段階に進んでいくということを組織内できちんと担保をするために、知恵を絞ってそういうふうな組織変更をしたものでございます。そういう意味で、受理と調

査をどういうふうに分離するのか、私はわかりませんが、非常に分離するのが難しいということは、現場の意見としては申し述べたいと思います。

以上でございます。

○山縣座長 奥山委員。

○奥山委員 恐らく今まで一緒にやってきてしまったから難しく感じておられるのだと思うのです。国際的に言えば、受理する機関が受理してスクリーナーが振り分けをするというところは結構多いですし、それできちんとできているところが多いわけです。さっきベテランさんが電話を受けると言ったのですけれども、ベテランさんほどだみ声で結構むくつけきおじさんも多いわけです。別におじさんが悪いのではなくて、そういう人でも本当に親ときちんと対峙できてきちんとできるという人はいっぱいいるわけです。でも、最初の電話の段階でだみ声のきつい声で「もしもし」（相手が話したくなくなる声色）と出られたら、これはアウトなのです。電話をしてきた人は、ときどきしながら電話をしているのです。そのときどき度を考えながら、優しく、本当に電話してきてありがとうというところを出しながら電話を受けていかなければならない。その気の使い方と、その次の調査、アセスメントに行く気の使い方とは違いがあるのです。そこをちゃんとやっていないと、電話をして切ってしまう人が結構出てくる危険性があると私は思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

宮島委員。

○宮島委員 おじさんで、かつ、風邪を引いてだみ声ですけども、お許してください。

だからこそ13ページの（対応）の（2）に通告時の際の情報の聞き取りなどに関する研修の実施が書き込まれているのではないかと思います。自分はいいい声だと思っても、電話の向こうからは非常に冷たく感じるという声もありますし、話し方もありません。電話が一番対応が難しい。それは奥山先生がおっしゃるとおりで、そういった訓練を、単なる座学ではなくて具体的に訓練をする形で行って、力を引き上げないと、これは電話を切られてしまうということが起こると思います。そのことが大切だと思います。

海外ではと言われた場合、どこの国でどのぐらいあるのかということとはわからないのですけれども、日本の国を考えた場合、国土とか、人々の住まい方とか、非常に広大な敷地があってぽつんと生活しているということではなくて、実際にこの国で、地域で暮らしている方々を、様々な市町村の機関が目配せをして、また、乳幼児については全戸訪問等を通して情報をストックしているわけですね。そういったものをきちんと集積して照らし合わせていくという、江口委員が言ってくださったとおりのことが行わなければならないと思います。

電話で受けるとしても、その方を本当に尊重して、連絡していただきありがとうございますというところから始まって、また、電話をしてくださった方がどんな危機感を持ったとか、その方が実際にどんなことを目にしたのかとか、あなたの住んでいらっしゃるのと当該お子さんが住んでいらっしゃる場所はどのぐらいの距離なのかとか、そういったものを具体的に聞き取ることが極めて重要だと思います。だ

からこそ区市町村と児童相談所の双方が力を合わせるという今の体制が日本においては必要な体制ではないか。そして、そのお互いの連携をきちんとやっていくということこそ重要だと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

特に手が挙がっておりませんので、2番目のパートにつきましては、議論になったポイントは基本的に通告窓口の問題ですので、その一元化の進め方について、一元化そのものをゴールとは明確には示さないけれども、そのことが可能な自治体については一元化という整理になっていますけれども、そこについてさらにもっと進めるべきだという意見があったということですね。これぐらいがいいのではないかと。ただ、ベースは話されました。ベースは、子どもの命を守る仕組みとして何が適切なのかということがベースにあって、私の個人的な意見は余り言っていないのですけれども、若干言葉をつけ加えさせていただくと、ここは命だけではなくて人権侵害の深刻化をどう防ぐかというところまで当然考えないといけない。恐らくそこは当たり前の話だと思うのですけれども、命だけではないということをちょっと追加させていただきま

す。もう一つの論点は、通告を受けた後の流れとの分離が可能なかどうかというところが、藤林委員から前回から出ているもので、今回、改めてそこが言われています。そのことについての意見交換がされたということですね。

3番目ですね。これは恐らく反対は余りないのではないかと思いますのですが、文章としてこれで適切かどうかというところではないかと思えますけれども、初期対応ですね。窓口の職員の質は非常に重要なのですよと、そこをどう高めていくかというのは非常に重要ですよというところは、これも反対はほとんどなかったような感じです。

どうぞ。

○奥山委員 (目指すべき方向性) のところの1行目が、明らかに児相と市町村に通告が二重構造が基本と言う書きぶりです。そうすると、一元化をしたい自治体に関しては(目指すべき方向性)は最初からアウトという話になってしまいますので、そこは修正してほしいと思います。

○山縣座長 理解できました。(対応)の方でそのニュアンスがありますので、そのニュアンスを生かした方向ということだと。ありがとうございます。

どうぞ。

○相澤委員 特にインテークの力量はすごく重要だと。結局、そこが問題なのでこの一元化ということの議論になってきているわけで、その辺のインテークを対応するワーカーの力量についても、後で職員のことでも議論になるかもしれませんが、それについてもきちんと触れていただくのがいいかなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

○奥山委員 今の意見で、先ほどから宮島先生の意見とか相澤先生の意見を聞いていると、ソーシャルワーカーがそこまでできるようになるべきと聞こえるのです。私は、そうではないと思っているのです。例えば、うちの病院でも、医者が電話対応をやっていたら患者さんとしては来たくなくなる可能性が高くなると思います。でも、その

ような医師も医者としては有能なのです。ですから、ソーシャルワーカーとして、子どもの命を守る、親と対峙していくという面で有能な人は多くいます。その人たちが全員電話応対をうまくできなければいけないわけではないと思います。ちゃんとした窓口ができる人を育てればいいのであって、ワーカーが窓口をできるようにしなさいというのではないと考えます。

○相澤委員 済みません、私の発言が誤解を生んだかもしれませんけれども、私の発言の意図は奥山先生が言うておられる同じような方を養成するということです。

○山縣座長 ありがとうございます。

今、何分かな。切りがいいから11時にしますか。12分ぐらい休憩。11時に再開したいと思います。

(休 憩)

○山縣座長 委員全てお帰りのようですので、30秒早いのですけれども、再開をしたいと思います。

先ほどまでの議論の続きになります。今度は、3番目、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質向上につきまして、同じように（目指すべき方向性）と（対応）を中心に御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

奥山委員。

○奥山委員 これに関して、（主な議論）のところになってしまうのですけれども、精神保健福祉士という同様に社会福祉士の一部を子どもの専門にして、そういう子ども家庭福祉士というものを作った方がいいのではないかと、藤林先生と私とどこかで言ったはずなのですけれども、そこが余り明確に書かれていない。

もう一つは、児童相談所だけではなくて、子ども家庭福祉全体に関わる専門家の資質の向上が必要です。つまり、児童及び妊婦の福祉に関する業務の資質向上で、児童相談所だけを扱っているわけではないはずで、そうすると、フォスタリング機関を担う人とか、市区町村とか、今後は高機能・多機能化していかなければならない施設の職員とか、そういう方たちも全部底上げをしていかなければなりません。資質の向上、つまり専門性を向上させていかなければならないということを考えると、そういう全体なのだと、このことを明確に示していただいた方がいいのではないかと思います。

その2点と、委員提出資料の27ページですけれども、国家資格化を（目指すべき方向性）にも私は文章として提案していますし、28ページの7のところにも提案をしています。専門性の向上は待ったなしの状況に来ていると思いますので、できるだけ早くやるということを書いてほしいと思うことと、もう一つは、表題が、さっき言いましたように、そういう相談に従事する者の資質の向上を図るための方策であるはずが、28ページに書きましたように「（2）市町村の専門性向上のための体制整備」はここに当たらないと思います。この体制を整備したから従事する者の専門性が向上するということではないと思います。ですので、この項目をここに入れる必要はないのではないかと思います。

もう一つ、今度は藤林委員になりかわりまして発言いたします。前回の宮島委員の

提出資料に「精神保健福祉士の創設は、社会福祉士が精神障害や精神科医療機関を対象に含まない資格として誕生したことによるもの」という記載がありましたが、改めて調べてみますと、必ずしもそうばかりではないという文献もありました。今後、子ども家庭福祉分野における新たな国家資格を検討するに当たっては、福祉系国家資格の制定の経緯を正確に踏まえるべきと思います。

その参考文献として、京須希実子さんの「福祉系国家資格制定過程の研究：『専門職』形成のメカニズム」という産業教育学研究の36巻1号について御検討くださいということでした。そこで、私がこれではわからないから内容を教えてくださいとお願いして、概略を作ってくださいました。私もこのことについては聞いたことがあるのですが、社会福祉士会が精神保健福祉士の資格を作る時にかなり反対をしたということです。これはその文献の中に出てくる言葉だと思うのですが、「上積みではなくて差しかえ方式を採用」することになっていたため、新しい資格を作るよりは社会福祉士を任用する方が現実的だと反対したということです。今回の児童専門の福祉士の資格化と全く同じような議論で反対をされたということがあるわけです。その時に、障害者というのは精神障害者を含めて社会福祉士及び介護福祉士法の規定で社会福祉士の業務なのだということと反対をしたというのが書いてあるということでした。これは藤林委員になりかわりましてということとです。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 今、名前が出ましたので。

藤林先生が、前回私が提出した資料と書かれていらっしゃるんですが、これは事実ではありません。前々回は、私は社会福祉士会の意見書を私の意見の参考資料として添付させていただきました。前回はこのワーキングの座長宛てに幾つかの団体が提出した意見ということですので、そこは事実とちょっと違います。私が委員会に提出したものであれば、自分で責任を持っていかなければいけないですが…。

○奥山委員 要するに、宮島先生の資料ではない。

○宮島委員 前はそうですね。

○奥山委員 了解しました。でも、何かの資料としては出ていたということですね。

○宮島委員 そうですね。その上でですけども、とにかく、今、児童相談所の職員または市町村の拠点の職員、市町村の職員、この方々の力量を本当に引き上げなければならないという問題意識は強く持っておりまして、それは一致しているところだと思います。

ただ、私としては、今、資格化を云々することは効果的ではないと思います。何度も申し上げておりますけれども、資格化すれば様々な問題がするすると解決するようなものでは決してない。むしろ、総合対策で盛り込まれた2,000を超えて3,000人近い新たに配置される人たちのことを含めて力量をどう引き上げていくかということがとても大事ですし、また、市町村で全ての市町村に拠点を設ける、この方々の力量をどう考えていくかということが極めて重要だと思います。何度も申し上げて恐縮ですけども、新たな資格を作るための議論は数年かかるだろう。その上実際、その資格ができて定着するまでには非常に時間がかかる。資格化すれば様々な問題がするする

と解決するようなこと問題ではないという認識を持っております。

前回、藤林先生が質問して下さった内容に対する宮島の応答が十分でなかったと反省しております、今回個人の提出意見で、十分ではなかったあたりをつけ加えさせてほしいと思います。前回申し上げた、学部教育とか、社会福祉士の取得のためのカリキュラムを、子ども家庭福祉に対応したものについてももう少し充実させるべきだという考えは修正するつもりはありませんし、現在も思っておりますけれども、実際にこの数年の間に人材確保をどう図っていくのか、確保した人材をどう訓練していくのか、それをとにかく取り組まなければならないと思っておりますが、そのためには、現在の学部教育の中でも、社会福祉士の受験科目ではないけれども、上乘せして子ども家庭福祉分野の様々なカリキュラムを設けている学校がございます。保育士等とのダブル資格が取得できるようなカリキュラムが、私の勤務している日本社会事業大学の学部でも設けられています。そこでは、子どもの発達心理とか、藤林先生が挙げてくださっているような様々な科目を設けておりますし、コースもございます。こういったものを充実させてほしいということも要望していくべきだと思います。

年が改まりまして、来年1月には、日本社会福祉士会が子ども家庭の包括支援とはどういうものかという研修を、3年目ですけれども、2日間の日程で設けています。その講座でも母子保健との連携等、極めて重要なことを取り扱っています。そういった働きをさらに進めていく必要があると思います。ちょっと長くなって恐縮ですが、義務化されたスーパーバイザー研修とか、市町村の要対協の調整担当者研修とか、児童相談所の任用前・任用後の研修が法定化されて義務化されていますが、これについても充実させていく、その内容をさらにいいものにしていく。今は、それこそが求められていることですし、優先順位が高いことだと認識しております。

以上です。

○山縣座長 どうぞ。

○奥山委員 宮島委員に質問なのですが、並行してやってはいけないのですか。片方で資格化の議論を始めるとともに、もちろん今回入職する人たちの充実をしなければならない。確かに、子ども家庭福祉士の資格を精神保健福祉士のような形でカリキュラムを作ってみると、とてもこれでスーパーバイザーなどはできっこないという資格にしかならないというのがやってみてわかったのですけれども、レベルアップにはとても大切なことです。そういう意味で、スーパーバイザーの研修は研修で非常に重要なことですし、全て一緒に充実させていくことが必要ではないかと思っております。先ほどおっしゃったように、いろいろなところで研修をして、認定しますという制度を考えるのはいいのですけれども、公的に、その認定を条件に任用しますということができるのでしょうか？国家資格でないと、その条件で任用するという形をとることはかなり難しいのではないかと思います。ですから、国家資格化だけをやれと言っているのではなくて、国家資格の議論は実際に時間がかかることだけに早く始めましょうということ。同時にいろいろな研修等の施策を考えていくことも必要ではないかと思っております。

○山縣座長 はい。

○宮島委員 今、御質問もいただきましたし、私なりの考えを申し上げたいと思いま

す。

当然そういう議論を妨げるものではないと思います。関係学会等を中心に検討するという文言もございますが、例えば、奥山先生が会長を務めていらっしゃる子ども虐待防止学会でそういうワーキングを設けて議論をされることも必要だと思いますし、子ども家庭福祉学会というものがございますので、そういうところで議論することも当然必要だと思います。

ただ、私がこだわっているのは、ワーキングの今日の取りまとめ案に対する私の意見の最初のところにも書きましたけれども、ここ20年ほどの対策が、何か目新しいものを作って、それであたかも充実するかのよう、そのようなことがいつも繰り返されてきて、実際には進んでこなかったということに危機感を持っています。権限の付与とか、あるいはマニュアルの整備とか、今度はまた新しい資格の創設とか、一見非常に前に進んだように見えますけれども、それは実際には遠回りであって、一番重要なものが取り残されてきたという危機感を持っております。

今回の総合対策では、実際に児童相談所の職員の数を明示して、目標年次も明示された。そして、充実させることになった。今まで懸案だった児童心理司についてもきちんと法定化するということが出ています。これこそが重要であって、そのことがぼけないようにすることこそが大事だと思っております。研修の義務化についても、奥山先生の知見がたくさん生かされて、こういった目標を達成する必要があるということで研修等が組み立てられています。このことにきちんと取り組むことが今は最重点のタスクであって、それがぼけないようにしていくことこそ重要だと思います。

人材については、とにかく経験がとても大事だと思います。経験することが大事ですし、経験したものが言語化されることが大事である。また、それが、ほかの方にも伝達され共有されることがとても重要だと思います。また、その前提として人材の定着が重要だと思います。

今回、資料として事務局が出してくださった来年度予算の概要等においては、保育士の処遇の改善等が書かれておりました。よくよく考えてみれば、このワーキングでも、児童福祉司やスーパーバイザーの待遇をよくして、きついけれどもやってよかった、やりたいという体制を作っていくことが大切だということもかなり述べられていたと思います。

ですから、私は、資格ということが優先ではなくて、むしろ、いかに人材を確保するか、いかにその人材を定着させていくか、これらを通じて人材をいかに育成させるか、そのことにこそ重点があると申し上げたいと思います。そのためには、既存の社会福祉士や精神保健福祉士の取得者の確保をもっと進めていくべきだと思いますし、これらのソーシャルワークの専門職団体や養成校とも協力しながら、いかにいい人材を、今の現場、目標として示されたそこに獲得していくか、そういうことこそが重要だと思います。

また、それでも当然すぐに仕事ができるというわけではございませんけれども、幾つかの自治体で、経験者採用ということで、ほかの領域で働いていた社会福祉士や精神保健福祉士を含めて採用して児童福祉司として仕事をしていってもらうという動きもございますので、そういったものをむしろ後押ししていくことが重要だと考えてい

ます。

奥山先生が言ってくださった並行して議論するということに対して、何ら妨げるとか否定するものではございません。しかし、優先順位が違います。資格化すればいろいろな問題がにわかには解決するというのではないということを強く申し上げたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

江口委員。

○江口委員 地方自治事務の中で社会福祉専門職を採用するというのが非常に厳しい状態に陥っているというのは、何度も説明してまいりました。そういう意味で、採用計画をどうするのか。人事異動のローテーションをどう組むのか。人材の育成計画全体をどう組むのか。実際に資格があるかというのはもちろん参考にするわけですが、その職場で適正があるのかどうかを見きわめていくことが非常に重要でございます。

特にスーパーバイザーになる職員は、現場での経験、OJTを通じて、この人ならスーパーバイザーになれるよという人をスーパーバイザーにしていきたい。ずっと10年選手を大事にしてほしいというのは当初から言ってまいりました。そういう意味で、今、都道府県が専門職採用に非常に厳しい状況になっておりますので、大阪の場合は、社会福祉専門職を幅広くまずは募集をかけまして、その上でその人の適性を見ながら配置をしていく。本庁の3課長（社会福祉関係課）は全部専門職でございます。そういう意味で、大阪府の福祉政策にも専門職の意見は十分に反映できるという形を、府庁全体で組み上げながら検討したところでございます。そういう意味で、公務員として採用していくという中で、まず、専門職採用をきっちり進めながら土台をきちんと今は作る時期ではないのかというのが現場の意見でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

浜田委員。

○浜田委員 ありがとうございます。

取りまとめが取りまとまることに向けての形式的な点を何点か指摘させていただきたいと思います。といいますか、私のペーパーに書かせていただいたとおり、新プランにおいてはということをお書き加えていただきましたので、ここも別のところで作られたものなので枠囲みをしていただきたいかということを含めて、何点か。ペーパーのとおりですので、ここでは繰り返すことをいたしません。

奥山委員のペーパーを拝見してちょっと思っているのですけれども、そもそも論の確認ですが、この報告書の作りとしては、（主な議論）のところは主な議論が書いてあり、そこで集約と申しますか、一定の方向性が見えたことが（目指すべき方向性）に書いてあり、その具体的な中身が（対応）のところに書いてあるという作りだと理解しております。

その意味で申しますと、奥山先生のペーパーの27ページ、（目指すべき方向性）のところ、今回加筆案をいただいている中で意見が一致できなかったという記載がございますが、これはその前の（主な議論）を見れば一致できなかったのだなというこ

とはわかるのではないか。要するに、方向性のところは方向性を書くことに特化してはいかがだろうかと思うことが一つ。

隣の28ページのところですが、真ん中のちょっと下、「(2)市町村の専門性向上のための体制整備」については、「専門性向上のための体制整備ではない」というコメント、先ほど御発言もあったかと思いますが、これは奥山先生のペーパーでいうと26ページの下の方に、2、「市町村の職員の資質向上については」というところがあって、ここの中で、2の下の2つ目の黒点、「市区町村子ども家庭」云々の「拠点の促進による」、「向上を図ることが必要」ということを受けて書かれたものではないかと思うので、拠点の整備等が専門性向上に全く関係しないかということ、そうではないのではないかということ。

さらに申しますならば、この(2)を、もしそれは関係ない、ここでは関係ないことではないかということになると、ここで書くことがなくなってしまうということになるかと思うのですが、そこまでの御趣旨を含まれることなのかということがちよっと気になったところでございます。

以上です。

○山縣座長 はい。

○奥山委員 それを言うと、今、おっしゃっていただいて気づいたのですけれども、確かに、児童相談所の専門性向上と市町村の専門性向上だけではないはずなので、全体の専門性向上について書いていただかないとまずいと思います。フォスタリング機関を請け負う、例えば、NPOにしても、そのソーシャルワークができる人がいないといけないと思いますし、そういう意味でも、ここは児童相談所の専門性の向上だけではなくて全体を書かなければならない。だけれども、児童相談所と市町村だけでもいけないわけで、1と2が必要か、3も4も必要と、また全部を繰り返すのは問題だと思うので、全体を上げるためにどうしたらいいのかということについて書いていただいて、1、2、3は「児童相談所においては」という書き方をすればいいのではないかと思います。5、6は、これはまたどうなのでしょうね。弁護士と医者があると、専門性は上がるのですかね。弁護士や医者が専門性を上げる何か研修でもするのなら上がるかもしれないけれど。ここでは子ども家庭福祉を担う人物の専門性の向上が必要とされているのです。この課題、一番上の表題が「者の」と書いてあって、つまり、全体の専門性の向上で、機関の専門性の向上ではなくて者の専門性の向上ですよ。だとしたら、ここは当たらないのではないかなとも思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

今のところでも結構ですし、ほかの論点、3番に関して。

井上委員。

○井上委員 ほかのところでもいいのですか。

○山縣座長 3の範囲の中であれば、どうぞ。

○井上委員 どのタイミングで自分のまとめた資料を出そうかと思っていたのですが、医師の配置のところについて、(主な議論)にもそこを参照と書いていますので、そこを話させていただいてもよろしいでしょうか。

今、資料2の9ページの3のところ「医学的な知見を踏まえたケースが対応でき

るよう」云々と書いてあるのですが、今の議論の中では、3番の中の17ページのところの上から11行目くらいのところに「医師の配置については」とありますので、そこに関してということで考えていただけたらと思います。

私が準備しました資料をご覧ください。

第6回のワーキングで、委員から、地方においては医師の確保が難しいという意見が出ました。私自身の福岡県の児相での3年間、大分県中津児相で18年間、メディカルスーパーバイザーという職務で勤務した経験から、6～7年前までは確かに困難だったのですね。

ですが、最近では、日本小児科学会に子どもの死亡登録検証委員会、以後CDR委員会が設置されまして、2017年の平成29年改正児童福祉法の衆議院の附帯決議で「虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を究明するチャイルド・デス・レビュー制度の導入を検討すること」が採択されました。

このような流れの中で、日本小児科学会の都道府県ごとの地方会、例えば、日本小児科学会大分地方会などというのですけれども、その各委員会にCDR委員会が設置されるようになりました。

一方、2009年から始まった現・日本子ども虐待医学会には、小児科学会のCDR委員会においても重要な役割を担う会員が多く在籍しています。同時に、医療機関向けの虐待対応啓発プログラム、BEAMS、stage 1～3を各地で開催し、医師を中心とした医療関係者の研修を継続しており、年間の受講者数は年を追うごとに増加しております。

このような背景のもとに、大分県では、中央児相と大分地方会でCDR委員会の委員長を務める大分大学医学部小児科教室の末延聡一教授が中心となり、この後に述べるようなシステムづくりを進めています。さらに、小児科開業医が中心となる大分県小児科医会においても、私が委員長をしています社会的養育委員会が結成され、末延医師も参加しております。

加えて、平成30年12月8日に、長年、日本小児科医会が中心となり検討を続け、小児医療にかかわる医師を初めとした医療関係者の念願でありました、成育医療等基本法（通称、成育基本法）が、国会において全会一致で可決しました。

以上のことより、医師の勤務時間帯とか仕事内容などの職場環境の整備、専門的な研修を準備すれば、児童相談所や市町村要対協の活動に協力する医師数の増加が見込まれる状態になっています。

ここでちょっと時間をとりまして、ここから具体例として、大分県の救急医療・児童相談所勉強会の活動を報告します。

本勉強会は、大分県の児童相談所と医療関係者の連携を目的として、平成26年度から基本的に年1回開催されています。現在の担当は、中央児相の長谷川多美子さんと、大分大学医学部小児科の末延聡一教授が中心で、この活動は、日本救急医学会九州地方会でも報告されて論文としても受理されており、本日の報告の許可はいただいております。

第1回の勉強会は、27年1月に開催されまして、当時の困りとして、児童相談所は、特に乳幼児の虐待を疑った場合に、医師の診断が重要になることが多いのですが、ど

のようにして虐待の評価や判断に関する共通認識を高めていったらよいのか、一方、医療者は、虐待を疑った場合にどこにどのように相談したらよいのかということで悩んでおりました。そこで、中央児相長と大分大学の末延教授を中心に、大分市内の2次、3次救急にかかわる医師8人、救急4人、小児4人と中央児相から30数人が一堂に会し、末延医師から「救急外来で小児虐待を疑う時」の基調講演と、中央児相より児童虐待の現状の報告を受け、質疑応答を行いました。

以下、参加者数と職種は図1をご覧ください。

第2回は、平成27年7月に開催しまして、顔の見える関係づくりを目標として、大分県全て。

○山縣座長 済みません、井上先生、文章があるので、ポイントだけでいいかと思えます。

○井上委員 あと数分です。ごめんなさい。ポイントだけでいきます。

大事なことは、2次、3次医療機関で、今度は大分県全体に働きかけて、そこにまた児童相談所の全部が出て行って、そこで先生たちと出会うということなのですね。文章があるのでということで飛ばしますが、いろいろな成果が出ておりました。

第3回は、多職種を意識してという形で、また、医師だけではなく看護師やメディカルソーシャルワーカーという形で広げていった形でやっていきまして、参加者は61名で、内訳は図1のとおりです。有意義だったという意見が多かったということです。

4回目、29年12月に、今度は中央児童相談所がこのBEAMSを主催して、大分大学の医学部小児科が共催して、stage 1、2を今度は大分大学医学部の臨床大講義室でやっているのです。こういう県を代表する2つの機関が連携して、内容によって場所の選定にも気を配って準備して、より広く地域の小児科医とか市町村の福祉関係に声をかけたところ、参加者が非常に増えまして、医師も26名、看護師13名という形で広がってきております。

今回、来年1月に今度は非常勤弁護士さんを12名、中央児相に勤務されている方、警察、救命救急士にも拡大して、今度は大分県の正庁ホールでやるわけです。ですから、こういった場所をきちんと選んで行いますと、いろいろな方たちが参加してくれるということです。

最後に、まとめです。以上のように、28年・29年改正児童福祉法等を基盤として、成育医療等基本法など、今後、新たな展開を模索するために必要な根拠となる法が整備されてきた中で、都道府県施策のかなめである中央児童相談所や県を代表する3次医療の提供機関である大学等が中心となって、児童福祉と医療の連携が始まっています。

このような実践を足がかりに、国は、スピード感を持って、迅速に、児童福祉と医療の連携を進めるために、どのようなことに配慮して、どのように組み立てていくのかなどの必要な手だてを示しながら、制度設定並びに財源の確保を進めていただき、都道府県や市区町村の現場にこのような取り組みの重要性を周知していただきたいと思えます。

時間をとりました。済みません。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 見え消しの取りまとめ案の19ページのところですけれども、先ほど、奥山委員から、弁護士の配置あるいは医師の配置は個人の職員の成長ではないので、ここはふさわしくないのではないかという御指摘がありましたけれども、それについてちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

ソーシャルワーカーの成長にとって何が重要か。いろいろあると思いますけれども、スーパービジョンを受けることがとても重要だと思います。スーパービジョンを受けること。これはスーパーバイザーの立場からだけで物を見ていたのではわからない。むしろスーパービジョンを受けるスーパーバイザーの立場で物を考えなければいけないと思います。もちろん個別的なやりとりだけではなくて体制がまずは大事だと思いますけれども、どういうスーパーバイザーからスーパービジョンを受けるかということですが、ソーシャルワーカーは成長のためには同じソーシャルワーカーからきちんとスーパービジョンを受ける必要があると思います。これが中核にあると思います。

しかし、その同じ質、同じ職種のスーパージョンを受ければ成長できるかということ、そうではない。心理の方からのスーパージョンを受けることが必要ですし、法的な知見を有する弁護士からスーパージョンを受けることが必要だと思いますし、医師からスーパージョンを受けることが大事だと思います。このスーパージョンは、カウンセリング的にお互いに話を聞くとか、そういうことだけではなくて、適宜の適切な助言をいただくとか、あるいは一緒に動いていただいて、その動きとか言葉を生で体験するということも、ライブスーパージョンといいますけれども、そういったことがとても重要だと思います。

ですから、個人の成長にとっても、法的な知見を踏まえた弁護士さんが一緒にいてくださる、日常的に相談ができる、あるいは、医師に対しても、日常的な相談ができる、御助言をいただける、こういったことがとても重要なことだと思いますので、このところから削除する必要はないことだと思います。

○山縣座長 はい。

○奥山委員 削除しなければいけないというわけではないので、もしそういう理由で本当にここに事務局が入れられたとしたら、そこをちゃんと説明していただかないと矛盾したことになると思います。

ですから、この医師、弁護士の配置によって、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの中で専門性が向上することが期待できるとか、そういう書き方をきちんとしていただかないと、矛盾していることになります。この内容自体がいけないと言っているわけではありませんが、この項目である専門性の向上に寄与する根拠がはっきりしているなら、根拠を説明していただく必要があると思います。

○宮島委員 一言だけ。

申し訳ありません。私はそう読めたと、そう読んで受け取ったということを申し上げております。

○山縣座長 ほかのところはございますでしょうか。

井上委員。

○井上委員 すみません、自分のところがちょっと長くなるのですが、医療のところ、特に乳幼児のところの子どもさんが亡くなることを考えていった時に、児童相談所だけに判断をお願いしますと、ネグレクトでも、もう少し様子をみましょうという形になることが非常に多いのですね。ですが、今、あえて我々も出したのですが、実際に乳幼児のところのネグレクトで心配な子どもさんたちの体のこととか、行動のこととか、どういった所見とかということをしちんと説明すると、それってそんな意味があったのですかと福祉の方はすごく言われるわけです。ここの連携は絶対に外すことはできないと私は強く思っているのですが、全体を見ていった時に、医療が必要とは言いながらも、具体的な引用、使っていただく内容が少し足りないかなと思っておりましたので、追加させていただきました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

この3番目のパートについては、表題と中身の整合性が少し崩れているのではないかということが、奥山委員がかなり主張されていたことではないかと思います。

どうぞ。

○相澤委員 私は、ソーシャルワーカーとしていろいろな経験を積んでいるということが非常に力量形成にとっては必要だということで、これまでの議論の中でキャリア形成というものがとても大事だということが議論されたと思いますけれども、例えば、(目指すべき方向性)の増員といった量的整備とあわせて、キャリアを形成することを考えた質の向上も進める必要があるといった「キャリア形成」という言葉をどこかに入れていただくといいと思いますが、いかがでしょうか。

○山縣座長 ありがとうございます。

それも含めて、最後、整理させていただきます。

ベースにあるのは、あくまでも質の向上を図るべきだと、ここは恐らく皆さん方は一致している。その質の向上を、表題が、人、者という形でできているから、そこに整合性がずれているように読み取れますよというのが意見だったと思います。

もう一つは、質の向上を上げるために、そのことと資格の関係については、まず、何を当面の課題、優先順位とするのかというところで、並行か、あるいは明確にできることは早目に書いた方がいいのではないかと、そういうところが意見が交換されたということになるかと思いますが。

もう一つ、藤林委員は今日御欠席ですが、私は見たことがない資料なのですが、お名前もちょっと聞いたことがない方で、ごめんなさい、どなたかの論文を参考に、社会福祉士と精神保健福祉士が国家資格になるプロセスの研究のデータを紹介いただきましたけれども、それはその方の研究ですからそうなのだろうと思いますが、今の段階で言うと、精神保健福祉士協会も含めて資格化には反対だという紙が出ているというところは事実であるということだけは、ただ、協会が言っているから我々もそのとおりだというわけにはいきませんが、そういうふうな社会福祉士会、精神保健福祉士会の関係については、今回はいずれも国家資格化には反対だということ座長宛てに届けられているということだけは追加をさせていただきたいと思いま

す。繰り返します。そのことで、即、それを守るべきだということを言っているつもりはありません。

どうぞ。

○奥山委員 一つは、今の精神保健福祉士の資格に関しては、最初、できる時は社会福祉士会から反対された時期があるというのがこれの趣旨だと思いますが、できてしまえば、こんどは新しい資格を作ることに反対するということなのだろうと思います。精神保健福祉士のカリキュラムの中に一切児童は入っていません。社会福祉士の方は少しだけ入っていると思います。

つぎに、3番で、この間、私が児童相談所のところに市町村が入っているという指摘をしたら、題名を事務局は変えてこられたのですね。ここは題名を変えるべきではないと思います。なぜかという、附則に対して対応している場所のはずだからです。児童相談所の体制整備をまず考えなければいけないのに、市町村を入れてしまうのはおかしいと思います。児童相談所をどうするかということが附則に書かれていたから、そこを主に議論したのであって、そこが附則から離れていってしまうことになりかねないので、ここは題名を変えて何とかしようとしなくて欲しいと思います。

○山縣座長 3番目のところですね。そういう強い意見があったということに。

では、最後のパート、4番目になります。これも表題が少し変わりましたが、
「子どもの意見表明に関する仕組み等」ということで、同じように対応について御意見をいただけたらと思います。

浜田委員、奥山委員の順。

○浜田委員 大変申し訳ありません。3のところ、1個だけ言わせてください。形の関係なのですが、奥山先生から、これはもともと者の資質向上のはずのタイトルなのに、最終的には機関とかそういうところばかりが出てくるという御指摘で、そうだよなと思って見ていたのですが、よくよく見ますと、（目指すべき方向性）の最後の3行が、「こうした引き続き検討が必要な事項」、資質向上とかの話については、「確実に検討を進めるとともに、国」云々、「においては、まずは以下のような取組を進めるべきである」となっており、その形として、そこでは機関とかのことしか出てきていないということであっても、整合性はとれていると思いましたが、その指摘だけさせていただきます。

せっかく機会をいただきましたので、その後ろの4のところに入る話もさせていただこうと思いますが、これも表記の統一の関係でございますけれども、見え消しの21ページの最後、アドボケイトのところ、下から3行目のところ、ここには「検討を行う場を設け」という記載がございます。

翻って19ページを見ますと、7の一番下の方ですが、こちらは「専門的に検討する場」とあったものを「専門的に検討する委員会」と修正いただいております。要するに、こちらは「委員会」になり、21ページでは「場」のまま残っていることになりまして要するに、意味合いが多少違うことになるのかなと思いますが、それではよろしいのかということの問題提起だけしておこうと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員。

○奥山委員 今の浜田委員のご質問はそのままでいいですか。私は別のことへの意見なのですから。

○山縣座長 今のところで、同じことで追加かと思っていました。ごめんなさい。

前のところでは、前回「場」と提案していたものを「委員会」と、正式な組織を作るということを書きましょうという提案で、そういうふうには修正していますが、ここは「検討を行う場」という形で、前回この表現はいかなものかといった部分がもう一回新しく追加されているけれどもということなのですが、皆さん方はいかがでしょうか。

○浜田委員 ごめんなさい、問題提起だけと言いながら、結局、意見を言うのですけれども、19ページが「専門的に検討する場」だと多分曖昧だということで「委員会」という表現になったのだろうと理解しております。そこに比べますと、アドボケイトの構築の話については、大変重要なことではありながら、ここのワーキングでそこまで細かい詰めた議論ができたかということ、こちらについてはまだできていないということになるかと思っておりますので、私自身としましては、今回の事務局の御提案のように、19ページが「委員会」と、ある意味限定をかけている。21ページの方は、より広い意味合いで「検討を行う場」という表現で、私自身はよいと思っているのですけれども、その全体の整合性との関係で指摘を申し上げたということです。

○山縣座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、奥山委員。

○奥山委員 今回は、まず、私の意見の方から。すごく簡単なので。

構成員提出資料の29ページ、見え消しで言うと20ページになります。この「児童福祉司が子どもの権利を守ることが必要」と、こうやって1行ぼんと出されると、守っていないのではないかという話になってしまって、これは恥ずかしい限りです。あまりに当たり前のことが書かれています。もうちょっと文章を工夫していただくなり何なりしてほしいと思います。

私はそこだけなのですけれども、藤林先生からの意見を代読します。1の児童福祉審議会の活用等というところなのですけれども、ここに関しては、単に子どもの権利が守られていないと考えられる時だけではなくて、子どもの意向が児童相談所の措置と一致しない時ということを入れてほしいということです。確かにそうで、子どもの権利を守ってはいるだろうけれども、子どもの意向と一致しないということはあるわけで、そういう意味で、子どもの意向と一致しない時というのを入れるのは必要なかなと私自身も思います。

もう一つは、2のところなのですけれども、藤林先生からは、代替養育の前に「一時保護も含む」ということを入れてほしいということです。私などは一時保護も代替養育の一部とずっと思っているのですけれども、確かに法律上はいまだに代替養育の一部になっていないということを考えると、一時保護を含めということ限定しないと、一時保護が抜け落ちてしまうことになるのは確かだと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今、前半の方を私は聞き漏らしてしまったのですが、丁寧に、子どもと児童相談所の意向が一致しない時と藤林先生は書いておられると。

○奥山委員 「子どもの意向が児童相談所の措置と一致しない時に」と。恐らく、これは推測ですけれども、一時保護をされた、長期分離に向けていろいろやってもらってはいるけれども、本人はそうしたくないというような時に出せるということだと思います。

○山縣座長 わかりました。ありがとうございます。

どうぞ。

○宮島委員 今、奥山先生が言ってくださったこと、2つとも、藤林先生の意見も含めて支持します。

ただし、「児童福祉司が子どもの権利を守ることが必要」は、削除すべきではなくて、記述を少し補っていただくことでこの中身の議論が反映されたものとしていただきたいと思います。前回、座長代理の松本先生が、これは逆に当たり前のことであるので必要ないのではないかと行ってくださいました。私もそうは思うのですけれども、ソーシャルワーカーという仕事が権力性を持っているものであって子どもを追い詰めることもあるので、あえて記述が必要ではないかということを意見として申し上げました。そのことも含めて藤林先生の提案もあったのだろうと、私なりに理解しております。ソーシャルワーカーは、子どもの権利擁護、個人の権利擁護を図ることを中心にすべき仕事ですので、そのことを踏まえて子どもを業務の中心にすべきだという趣旨の意味を、すぐに代替案を申し上げることができなくて恐縮ですけれども、少し記述を充実させてほしいと考えます。

一時保護についても、ぜひとも含めてほしいと。今までずっと、前の28年の委員会等でも、あるいは、社会的養育ビジョンでも、一時保護所の改革はとても重要だということの御指摘があったと思います。私もこの委員会が立ち上げられた専門委員会でも、一時保護の改革こそが最も大事かつ困難であろうということを、当時、意見として申し上げました。これは単に第三者評価等を持ってくればすぐ解決するようなものではないと思います。第三者評価が煩雑になり、締めつけが逆にきつくなって、疲れてくるということさえ起こる。とにかく子どもたちにとっては当然ですけれども、そのためにも職員がきちんと守られて、子どもたちとともに暮らし、短い間かもしれませんが、平均が約30日に及んでいるということや、長期化する子どもたちも少なからず認められる、このような中では、この一時保護において子どもの権利が守られることがぜひとも重要だと思いますので、これを含めていただきたいと思います。

プラス、もう一つ、警察との連携のことで申し上げてよろしいでしょうか。

前回提案をさせていただいて、警察との連携が大事だと。だからこそ、子どもの意見がちゃんと聞かれないで判断されたり、福祉や医療からのかかわりが尊重されずに警察の判断だけで対応されて当事者の福祉が損なわれたりすることがないように、このことをぜひとも入れてほしいと御提案させていただきました。そのことをこの中に記述していただいたということは、とても感謝しております。

ただ、現在の記述のされ方ですと、「との意見があった」と非常にさらっと書かれ

ていますので、ただ1人がそういう意見を出したということの受け取り方にとどまってしまうおそれがある。これについての記述は実際の議論を反映したものとしたいと考えております。このことについては、前回の進行でも極めて大きいことなのでという進行上の座長の御発言もあったと思いますし、前回の資料に、複数の委員がはっきりと述べてくださったものを再掲させていただいて、この皆様の意見に変更がなければぜひとも取りまとめの中に入れてほしいと申し上げましたので、私自身はこの意見が出て一致したと捉えておりますけれども、そこまでは至っていないという認識であれば、少なくとも多数の意見があったということをごひとも記述していただきたいと思っております。このことは、社会的にも関心がありますし、現場の実際の支援に重大な影響を与えます。警察との連携を進めるためにも、この一文はぜひとも必要だと考えておりますので、修正をお願いしたいと思っております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員、浜田委員。

○奥山委員 今の宮島委員ご指摘のこの箇所、それから、体罰禁止の箇所も非常に重要な議論だと思うのですが、宮島先生としては、これを国として制度としてやっていく時に、どうすればいいとお考えでしょうか。その対応をもし書くとしたらどういふ対応が必要とお考えなのか、そこがあればもう少し議論がしやすいのかなと思っております。皆さん、当然子どもの権利が損なわれることが絶対にあってはならない、警察との連携においてあってはならないと考えておられると思うのですが、それを防ぐために何をすべきかというあたりをお教えいただけるとありがたいと思っております。

○宮島委員 これは、立ち上げの委員会でもぜひともこういう検討をしてほしいという意見が多数出ておりました。また、私の提出意見でも触れさせていただきましたけれども、奥山先生も発起人になってくださっている、民間の様々な学識者とか団体の代表者がぜひともこれを検討してほしいという署名を提案されて、多くの方々が署名したという経過もございました。ですから、本来であれば、この委員会で大きな重要な案件として、十分な議論をすべきであったと考えております。

しかし、私自身もそのことに対する認識が十分ではありませんでしたので、議論が十分にここではなかったと思っております。ですから、十分な議論がなされないところでこういう方策が必要だという欄には書くことは難しいだろうと認識しています。一致したということになれば、それはそこに方向性とか具体的な対応に当然記入してくるのであると思っております。しかし、その議論が十分にありませんでしたので、ここでまたこういうものが必要だと、にわかに私が述べて、それが一致して了解されるということでもないと思っておりますので、これは先ほど浜田委員が言ってくださった、「委員会」ではなく「場」と述べられていまして、私もそれは賛成ですけれども、しかし、こういった場が設けられた時にはこのことが改めて重要なこととして検討に上がってくるだろうと、また、上げなければならないと考えております。

少なくとも、そこで取り上げていただくことも含めて、ここでは単なる1名の委員が言ったということではないことだけは明らかにしていただきたいと申し上げたいと思っております。

○山縣座長 井上委員。

○井上委員 先生、人権擁護という言葉を少し考えて、警察で犯罪を犯した方たちが捕まった時に、大人でも人権のところをまず最初に考えて、調査する時もどういうやり方にするかということを考えていかなければいけないと思うのですよね。

子どもの場合も、法的にかかわるあるいは子どもの行動で警察がかかわったとしても、それを一番最初に持ってきて、子どもにはちゃんとそこの権利がありますよということを出していただければ、対応の仕方が違ってくるのではないか。その辺の質問だったのではないかと思ったのですけれども、先生、その辺の御意見はどうでしょうか。

○山縣座長 どうぞ。

○宮島委員 少なくとも、きちんと子どもの意見が聞き取られ踏まえられるということが必要である。意見を表明することが権利として子どもに与えられている。明示されている。意見を聞かなければいけないということですよ。

ですから、この記述の提案でも、ちゃんと「子どもの意思が無視されたり」とした。当然これは意思がきちんと聞き取られることが不可欠だということを申し述べているのであって、単に抽象的に書いてあるわけではありません。子どもの意見がちゃんと聞き取られる必要がある。そして、そこに直接かかわっている福祉や医療、これはソーシャルワーカーも含みますし、医師も含みます。その方々のかかわりが尊重されることが重要だと思います。

井上委員も、捜査等に来て、また、奥山委員も、警察が十分な了解なく事件化するかどうかということの尺度でもって、関わっている医療者の意見を聞かれることなく捜査が進んで、事件化できないということであれば帰ってしまうとやり方は許されないのだということ具体的に述べていらっしゃいます。

私も、前回の提案の資料の中では、実際に情報の共有が進められている中で、地域で暮らすことが脅かされるようなことが具体的には起きていると認識しておりまして、それで述べています。ただ、にわかになんか仕組みが必要かということ、今、言われても、きちんと整理して申し上げることが十分にはできません。ただ、そういうものが具体的に検討されるべきだとは考えておりますので、ぜひとも新たな場でそれが議論され、形にされることを希望します。

○山縣座長 どうぞ。

○奥山委員 そうだとすれば、この藤林先生のおっしゃる「子どもの意向が児童相談所の措置と一致しない時」だけではなく、つまり「措置」ということだけではなくて、情報提供に関しても、子どもの意向と一致しない時ということが読めるような文章にしておいた方がいいのではないのでしょうか。その子どもの意向に反して警察に情報提供をされてしまうということが問題なのですから、そういうことが読めるような文章にしておけば、少し違うのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の関係ですか。その後、浜田委員。

○宮島委員 私は、この文章をそういうものが読み取れるものとして自分では考えて提案したつもりなのですけれども、むしろ法的な、浜田委員等の知見に基づいて、よ

り明確にさせていただく提案がなされれば、それはぜひとも採用していただきたいと思
います。

○浜田委員 ありがとうございます。

先ほど来、私が言おうと思っていたことはほとんど委員の先生方から出たように思
っているのですけれども、まず、宮島委員がおっしゃったところの修正案、構成員提
出資料の62ページの修正案1としてよろしければその方がありがたいと思いますが、
少なくとも多数あったことは間違いがないので、その方がよろしかろうと私からも賛
成の意見を申し上げるものです。

続きまして、藤林委員の御提案にもありました、見え消しの21ページ、児福審の活
用とアドボケイトのところなのですけれども、藤林委員のペーパーで、今、奥山委員
からも御指摘があったところなのですけれども、「子どもの意向が児童相談所の措置と一
致しない時には」というのは何か狭い感じがいたしまして、そこにとどまるものでは
ないのだろうと思っています。ただ、法律専門家に期待された職責を果たせなくて申
し訳ありませんが、ここは今までの法改正とかとの関係で、適切な表記、そっちとの
整合も図らねばならないとは思いますが、いずれにせよ児童相談所の措置にとどまる
ものではないという奥山委員の御指摘には全面的に賛同いたします。

ただ、このそもそものタイトルは児福審の活用というところですので、例えば、
今の警察との問題までここに踏み込んでしまえるかというとなかなか難しいのでは
ないかという点なので、そこは留保せねばならぬのかなと思います。

ただ、警察の捜査等の対応とは別口で考えたとしても、この藤林委員の子どもの意
向が見相の措置と一致しない時にはというのでは、もう一声欲しいなという気がいた
します。児童相談所の措置に限らないということが一つと、あとは、子どもの意向が
一致しようが一致しまいが、言いたいことは言えるのだということが本来的に目指さ
れる姿ではないかとも思いますので、藤林先生の御提案には賛同しつつ、なおもうち
よっと広範な守備範囲を確保できるような文言にさせていただければと思うところで
ございます。

アドボケイトについては、「一時保護も含む」という記載を追記することについて
賛成でございます。

本文の方に戻りまして、見え消し21ページですが、先ほどこちらでは「検討を行う
場を設け」という形でよいのではないかと申し上げましたが、このことは、本当を言
うと、だからといって優先順位が低いということではない気がいたします。そこまで
詰めた議論がここでできなかったのもこれでと申し上げましたが、これについても早
急な検討が求められることは間違いはないと思っておりますので、意見を申し上げま
す。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

井上委員。

○井上委員 文言のところで、これは「アドボケイター」になっているのですけれど
も、「アドボケイト」とどっちでしょうか。多分「アドボケイト」で人をあらわして
いるのではなかったかなと思うのですけれども。

○山縣座長 （主な議論）ですね。

○井上委員 はい。20ページの（主な議論）、「アドボケイター」とずっとなっておりますが、どうかなということ。

○山縣座長 日本語的には、「アドボケイト」でも「アドボケイター」でも、どちらでも通じると。

○井上委員 はい。どちらでもいいという形でいきますか。

○山縣座長 これは（主な議論）だから、特にここを言われた方をある程度尊重した方がいいのかな。仕組みにこだわっておられるのか、その仕組みの中、具体的には人か。

○宮腰虐待防止対策推進室長 ちょっと議事録を確認させていただきます。

○山縣座長 言われた方も、失礼ですけれども、子どもの権利を守る仕組みが必要であると、「アドボケイター」か「アドボケイト」かということは恐らくそんなにこだわっておられないような。

○井上委員 それと、「ニーズ」と「ニード」と両方あったので、そこも「ニーズ」で、前の委員会の時にそうなったと思いますので、よろしくをお願いします。

○山縣座長 では、その辺は全体を通じて最終的にはチェックをさせていただきます。

ほか、この4番目のパートについて、よろしいでしょうか。

ここも幾つか出ました。冒頭、（主な議論）のところに、今回、幾つかやりとりがあったのですけれども、入れるべきか、言葉を変える必要があるのかというものがありましたが、一番最初に書いている「児童福祉司が子どもの権利を守ることが必要」ということについては、宮島委員が主に主張しておられた部分で、若干修正可能ですと言っていた。これはきっとこれだけだったら当たり前過ぎるという意味と、これをあえて宮島委員が言われたのは、私が察するところでは、保護者の意向に巻き込まれたり、その後の支援のことを考え過ぎて子どもの権利を十分に守り切れていないという現実をきつと指摘しておられるのではないかと理解していたのですけれども、そんなニュアンスで、宮島委員、よろしいですか。

○宮島委員 風邪の熱に浮かされているわけではないですけれども、集中力が途切れておりました…。

○山縣座長 要は、子どもの権利を守っていないことはないけれども、その時に、保護者の権利とか、保護者の意向とか、あるいはその後の援助関係の大きなトラブルにならないようにした結果、結局、子どもの権利が十分に守れていないということをおっしゃられるのかなと思ったのです。

○宮島委員 そのことも含みます。

○山縣座長 実際にそういうこともあるのですね。だから、今のはちょっと補足してもらおうと、その辺はカバーできるかもしれません。

どうぞ。

○奥山委員 そのところは、「子どもの権利を守ることが必要」という言葉がよくなくて、例えば、「子どもの権利を守ることが第一の目的であることを強く意識する」とか何とか、そういう言葉にすれば問題がないと思うのですけれども。

○山縣座長 今、私が説明しようとしたのもそんな趣旨のところを言おうとしていま

したので、あと、子どもの審議会等との関係で言うと、もうちょっと広く捉えていくことが必要ではないかということと、このベースは、もともとその制度はある程度あるから、周知徹底を図る、十分にそれが浸透していませんよという前提の文書ですので、40何条でしたかね。十数年前の児童福祉法改正の時に、たしか入れた条文に絡んでいると思うのですが、そこが十分に機能していません、あるいは十分に中身が理解されていませんということなので、理解されていない部分を例示するというのは、それはあり得るかなと思いました。

加えて、そこに十分に入っていないもので言うと、子どもの意見そのものが、ずれていようとまいと、大人、社会の側は聞くべきだと、浜田委員の部分ですね。そういう意見も出ていましたということで、こちらについてもまた少し検討させていただこうと思うのですが、今、ほぼ12時ですね。

代替養育のところは「一時保護を含む」。これも恐らく大きな反対はないのではないかと勝手に思っていますけれども、これもわかりやすくすることですので、今、12時ぐらいですけれども、当初、12時半まで予定していました。早くやめるという意味ではなくて、ここで事務局と協議をする、私、座長と、座長代理と事務局と協議をさせてもらって、今日の段階で修正できるところをできるだけ修正していただく時間が欲しいと思っています。

15分くらいまで、ちょっと2回目の休憩をさせていただいてよろしいですか。

では、それでよろしくをお願いします。

(休 憩)

○山縣座長 皆さん、お帰りですね。

では、再開をしたいと思います。残った15分の進め方になりますけれども、今までの議論を、非常に短時間で事務局で整理して行って、反映したものを作っていただきました。今、座長と座長代理で中身について確認をしたつもりです。それが、今、皆さん方のお手元に配るということについて、せっかく作っていただいたので現物を見た方がいいだろうという判断をしました。配らせていただいてよろしいでしょうか。

コピーをしていると。ごめんなさい、準備中です。

では、もうちょっと説明させてくださいね。

(主な議論)については、今日、最初にも言いましたように、これは個々人の意見の部分ですから、変えるべきだというのはなかなか難しいので、今回も少し追加とか修正のものがありましたけれども、それをある程度反映していただいていますけれども、座長代理と私との話し合いで、必要があればその部分についてはさらに修正をさせていただこうと思います。ただ、余り(主な議論)ばかりたくさん並べてもあれなので、全部載せるということにはなりません、必要があればその部分は検討させていただきます。

事務局からの説明は、その部分は除いて、(目指すべき方向性)と(対応)について、大きく変更したところですね。追加・修正したところについての説明を10分程度いただいて、もし時間が残ればその説明についての議論を少し意見交換しますけれど

も、確定する作業には入らずに、その意見に基づいて座長等で預からせていただくという形ですね。その決定後については速やかに委員に報告させていただくという形で、座長、座長代理で結論を出しましたという形で報告をさせていただくという進行にさせていただけたらと思います。

準備はできましたか。ありがとうございます。

(資料配付)

○山縣座長 その後、先ほどここでちょっとやりとりをした中で、若干修正を依頼した部分もあります。でも、大きくは変わっていません。基本的には趣旨は全く変わっていませんので。

事務局の説明をお願いします。

○宮腰虐待防止対策推進室長 そうしましたら、主に御議論いただいた部分を中心に御説明したいと思います。

お手元の資料、2ページ目でございます。「28年報告書を基本とした上で」という形で修正をさせていただいております。

9ページ目でございます。(対応)の部分でございます。②の弁護士の部分でございますが、「これらの両論を踏まえ、少なくとも日常的に弁護士と共に対応できる体制の実現に向けて法令上の措置の検討や経験豊富な外部弁護士に相談できるバックアップ体制も含む財制支援の強化など体制強化の推進方策の具体化を図る」という形にしております。

○山縣座長 今のところ、宮腰さんが説明された中で、スタートが「少なくとも」となって、それがさらに追加されているというところ。

○宮腰虐待防止対策推進室長 10ページ目でございます。③の医師のところでございます。「これらの両論を踏まえ、少なくとも日常的に医師と共に対応できる体制を実現するため、国による医師確保の支援策」という形に追加をしております。

10ページ目、⑤のところは「等」を追記しております。

11ページ目をご覧ください。②の市区町村子ども家庭総合支援拠点の部分でございます。「設置を促進するとともに、国はそのために必要な支援を行う」という形にしております。

11ページ目の(4)中核市・特別区の部分でございます。「これらの両論を踏まえ、5年を目途に全ての中核市・特別区に児童相談所が設置できるようにすることを目指した平成28年改正法附則の趣旨の実現に向けて、法令上の措置の検討を含め」という形にさせていただいております。

14ページ目でございます。通告の(目指すべき方向性)の部分でございます。「まずは」の後の「通告を受理した場合でも」という部分を削っております。中ほどでございますが、「窓口対応が的確にできる職員の養成等の体制整備」ということで「養成等」という部分を追記しております。その下の行でございますが、「市町村、児童相談所が通告に対する対応において、それぞれの役割が十分果たせるようにするため」という形で追記をしております。

14ページの(対応)の(1)でございます。「希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用する方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、

具体的に提示する」という形にしてございます。

19ページをご覧いただければと思います。（目指すべき方向性）のところでございます。上から3行目でございますが、専門性を有した職員の育成という観点も踏まえた質の向上も進める必要があるということで、育成という部分を追記してございます。19ページの下の方でございますが、「早急に新しい資格を創設すべきという意見と、資格化は反対であり、現状の国家資格のカリキュラムの充実等を図るべきという意見があり、一致できなかった。子ども家庭相談分野のソーシャルワークを担う人材に求められる要件の具体的な内容や」ということで、両論の部分を追記してございます。

20ページをご覧いただければと思います。一番下のあたりになってございますが、専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討の部分について、（2）ということで（1）とは別建ての項目立てにさせていただきました。

21ページをご覧いただきまして、「しかし」の後でございますが、児童相談所のみならず、拠点にも専門的人材が必要なこと、フォスタリング機関や施設等においても人材の資質の向上が求められていることから、これらの人材の専門性を向上させる必要性ということで、児相以外の人材についても記載を追記してございます。

21ページの（主な議論）の一番下のあたりでございますが、「児童福祉司が子どもの権利を守ることを最優先に対応することが必要」ということで追記してございます。

22ページでございます。ポツとしては一番上になりますが、宮島先生から意見を言われた児相と警察との情報共有においてはの部分でございますが、「との意見で一致した」という形で修正してございます。

（対応）の（1）、①の児童福祉審議会等の活用の部分でございますが、「子どもの意向が児童相談所の措置や対応と一致しない時には」ということで追記をしてございます。

②の部分のアドボケイト制度の部分については、「一時保護も含む」という形で追記をしてございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。方向性と対応で変えた部分のポイントを説明いただきました。

残った時間が5分ほどあります。ここから先は自由に意見を言っていていただいて、あとは預かるという形でいかせてください。

奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 資格化のところなのですけれども、これだと明らかに資格化反対論というものがあつたという感じなのですけれども、資格化は時間がかかるのもっとほかのことを優先すべきだという議論だったと思うので、そこは明確にそういうふうを書いていただきたいと思います。資格化に反対する根拠というのははっきりとは出てきていなくて、時間がかかるし、もう少し議論を尽くすべきだということであつて、そういうことはきちんと書いてほしいと思いました。

先ほど言いました、2022年までに全市町村にやるのだと、そのための必要な支援というのは一体何なのだというのが全くわからないで、本当にできるのかというところがとても心配になりますので、その内容としてどんなことが考えられるんだ、こうと

今は決めないけれども、こんなことも含めて検討するんだということは入れていただきたいと思います。

弁護士と医師のところの「日常的に」というのが非常に曖昧というところは、「常時」という意見もあったわけですから、それを全く無視してしまうのではなくて、「日常的に」もしくは「常時」というところをきちんと入れていただきたいと思います。

○山縣座長 浜田委員、宮島委員。

○浜田委員 ありがとうございます。

その弁護士のところの指摘についてだけ意見を申し上げますが、今、奥山先生が御指摘になったものが、先ほど配られたものでいくと9ページ一番下のところだと思います。「日常的に」という表現が、まさにその方がよいと私は思っておりまして、逆に言うと「常時」よりも狭い範囲だろうと。いずれにせよ、奥山先生の御主張と合致しないことは重々承知しておりますけれども、一致したところでいうと、この「日常的に」という表現になろうかと思っておりますので、私はこの表現自体には違和感がございません。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

私は、事務局で修正案として出していただいたこの記述で十分で、申し上げた意見が反映されているものと受け取りました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

江口委員。

○江口委員 19ページのところなのですが、相澤委員もおっしゃっていたように、キャリア形成の視点からの人材育成もという御意見があったかと思えます。私も賛成でございますので、その趣旨を盛り込んでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○山縣座長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○奥山委員 先ほど少しお話しした、8ページの（目指すべき方向性）なのですが、この中の後ろの（対応）に、弁護士のこととか、医師のこととか、いろいろ入っているのが、この方向性には全然入ってこないというのは問題だと思うので、（対応）をもとに方向性をもう一度見直してほしいと思います。

○山縣座長 はい。

○浜田委員 浜田です。

今の箇所ですけれども、先ほどもちょっと構成として申し上げましたが、構成としては（主な議論）、（目指すべき方向性）、具体的な（対応）となっておりまして、そういったしますと、（目指すべき方向性）の中に（対応）の全てが出てこなくても、それはそれで、報告書としては成り立つのではないかと思うのですよね。ですので、全体としてご覧いただくと、必ずしも（対応）に出てくる全てのことがわかりやすい

形で（目指すべき方向性）に書かれていなくても、私としてはそれで整合しているのではないかと考えます。

以上です。

○奥山委員（対応）のところは、こうしますとしか書いていないのです。その理由が書かれていない。だとすれば、弁護士や医師という専門性のある人たちの配置が促進されるということが（目指すべき方向性）の中に入るべきだと思います。なぜ必要かというところが、なるほど、こういう方向性なんだ、だから、この対応があるんだということがしっかりとそこに出てくると思います。（対応）は理由を余り書いていない。こういう意見とこういう意見があったからこうしましたという書き方になっているので、方向性をしっかりと提示するというのはこの中では非常に重要なところではないかと思えます。

○山縣座長 浜田委員、どうぞ。

○浜田委員 今の点、1カ所だけ。そこは反対でございます。今からといっても時間がなくて、（目指すべき方向性）に書くとなると、この文言についてはいろいろ意見が出ようかと思えます。特にこの点については意見が大きく対立しているところですから、今からこれを入れていただくというのはなかなか現実的ではないのではないかと思います。

奥山先生の御指摘はごもっともなところはもちろんございまして、ただ、その点については、いろいろ今後の「司法関与の整備として」云々ということが28年報告書にもあるよということは、3ページ、4ページあたりにも記載されておるところでございしますので、私としてはこれで十分足りているのではないかと考えます。

以上です。

○山縣座長 ほかの委員、よろしいでしょうか。

相澤委員で最後にさせていただきます。

○相澤委員 21ページ一番上の拠点とフォスタリング機関や施設等とありますけれども、この前にできれば「児童家庭支援センター」と、相談機関でソーシャルワークもやるので、施設等には入るのですけれども、入れていただくといいと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

まだまだ意見を聞き始めたら御意見があらうかと思えます。お立場もありますのでね。聞きたいところですが、約束の12時半、3時間がたちましたので、冒頭に申し上げましたように、本日、第7回をワーキングとしては最終回にさせていただきます。

最後、何かありますか。私の方は閉めようと思っているのですけれども、どうぞ。

○濱谷子ども家庭局長 委員の皆様方には、9月以降、7回にわたり大変熱心に御議論を賜り、大変ありがとうございます。

今回の課題、児童福祉法28年改正の附則に基づいた3点について中心に御議論をいただきましたけれども、それ以外にも、中核市の問題等々、幅広く御議論いただきました。本当にありがとうございました。

今回、一定の方向性を出していただきましたので、事務局といたしましては、次期通常国会に児童福祉法改正を出すべく、準備を進めてまいりたいと考えております。

本日まで、大変ありがとうございました。

○山縣座長 ありがとうございました。
では、これで終わりたいと思います。